

ラオス投資ガイドブック

2025

(2025 年 2 月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビエンチャン事務所

ビジネス展開課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ビエンチャン事務所が、現地法律事務所 One Asia Lao Sole Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.と共同で作成し、2024 年 2 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび One Asia Lao Sole Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび One Asia Lao Sole Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ビエンチャン事務所

E-mail：LVI@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/ビジネス展開課

E-mail：SCC@jetro.go.jp

JETRO

目次

ラオスガイドブック 2025	1
第1章 新規企業登録証について	1
1. 経緯	1
2. ERC の内容について	1
第2章 ラオスにおける投資奨励法の改正について	6
1. 背景	6
2. 改正内容について	6
第3章 投資奨励法の改正について（コンセッション事業編）	11
1. 背景	11
2. コンセッション事業の定義	11
3. コンセッション事業投資申請および手続について	11
4. 政府の承認が必要なプロジェクト	12
5. 登録資本金および登録資本金の輸入について	12
6. 関税および諸税上の優遇措置について	13
7. コンセッション事業に対する恩典	14
第4章 防災・消火設備について	16
1. 背景	16
2. 防災設備について	16
3. 建築物のレベルについて	17
4. 基準検査および検査証明書の発行	18
5. 罰則規定	19
第5章 土地所有権の変動登記について	20
1. 背景	20
2. 土地所有権の活動登記について	20
3. 土地所有権の変動登記の種類について	21
第6章 ラオスにおける炭事業について	22
1. 背景	22
2. 原木と木炭について	22
3. 炭窯について	23
4. 炭焼き事業に対する禁止事項（合意第 54 条）	24

第7章 低所得者に対する手当について	25
1. 背景	25
2. 告知の内容	25
3. 告知の実施	25
第8章 外貨建て給与の支払いおよびラオス政府に対する外貨払いについて	27
1. 背景	27
2. 適用する為替レートについて	27
3. 政府への支払い通貨について	28
4. 通知内容について	28
第9章 ラオスへの外国直接投資における外貨管理について	29
1. 背景	29
2. 外国からの直接投資とは	29
3. 銀行口座の開設について	29
4. 資本金の送還について	31
5. 罰則規定	31
第10章 輸出による外貨収入に関する合意	32
1. 背景	32
2. ラオス国内への外貨の送金率および期限について（合意第5条）	32
3. 外貨両替比率について	33
4. 罰則規定	33
第11章 付加価値税法（VAT）の改定	34
1. VAT 税率改定の概要	34
2. 改定付加価値税法の導入の注意点	34
第12章 給与支払いに関連する規定	37
1. ラオス・キープ（LAK）での給与支払いを行うための為替レートの導入	37
2. 所得が250万キープ以下の個人に対する経済補助	37
3. 個人納税者番号（PTIN）に関する主な最新情報	38
第13章 2023 年度決算報告書に係る会計コンプライアンス証明書申請に関する留意点	39
1. 2023 年度会計コンプライアンス証明書（ACC）のコンプライアンス違反に関する概要	39
2. 会計コンプライアンス証明書（ACC）の主な懸案事項に関する懸念	39
3. 2023 年度に ACC を受け取らなかった場合の主な影響	40

第 14 章	インボイスの使用に関する最新規定	41
1.	インボイスに関する新しい更新の概要	41
2.	インボイスの種類	41
3.	インボイスに関する主な留意点	41
第 15 章	POS システムおよび VAT インボイス印刷プログラムの使用許可の申請	43
1.	VAT インボイスを許可なく印刷するためにプログラムを使用することへの懸念	43
2.	請求書印刷プログラム使用許可申請に必要な書類のチェックリスト	45
3.	提出プロセス	47
4.	許可の更新手続き	48
5.	罰則	48
第 16 章	輸出入事業者の VAT 登録証明申請	50
1.	輸出入通関における VAT 登録証明書の欠如に関する懸念	50
2.	VAT 登録証明書申請書類のチェックリスト	50
3.	申請書の作成	51
4.	申請書提出のプロセス	52
第 17 章	ラオス国内での税金、政府公務員手数料およびサービス料金に対する外貨による支払いに関する規制	53
1.	銀行システムを通じた税金、手数料、違約金の支払い	53
2.	国有地のリース料とコンセッション料の支払い	54
第 18 章	2024 年 12 月期決算報告書の提出に関する主な最新情報	56
1.	2024 年度の財務諸表提出期限日	56
2.	罰則	56
第 19 章	会計法の改定	58
1.	財務諸表で表示される数字の新しいフォーマット	58
2.	会計責任者および会計スタッフに関する条件	58
第 20 章	その他	60
1.	ラオス中央銀行(BOL)の融資許可	60

第1章 新規企業登録証について

1. 経緯

2022年12月29日付で会社法¹が改正された（以下、「改正会社法」）。改正会社法第18条では、「企業登録証（Enterprise Registration Certificate: 以下、ERC）の内容」について規定している。ERCは、会社が設立されたことを証明するもので、会社設立時に商工業省/局等へ提出する書類（申請書、会社設立契約書（一人株主以外）など）を基に発行される。基本的に有効期限はないが、登記情報が変更になった場合、例えば、マネージング・ダイレクターの変更、事務所住所移転、登録資本金の額（増資、減資）など、登記情報の変更申請を行うことで、新しいERCが発行され、古いERCは当局へ返却する。

これまで会社法が改正された後も、ERCは、改正会社法第18条で規定される項目、例えば株主情報が記載されていないなど、整合性が取れていない状態にあった。

このため商工業省企業登録局は、改正会社法第18条および2023年12月22日付「企業登録実務に関するガイドライン（No.2406）（以下、「ガイドライン」）」に基づき、改正会社法で規定する項目を網羅した新しいERCの書式について定めた「新規のERCに関する通知（No.0151）」を2024年4月8日付で発行し整合性を担保した。

2. ERC の内容について

（1）改正会社法第18条

改正会社法第18条には、ERCに記載される項目について、以下の内容が含まれると規定している（以下「新規ERC」）。

1	会社名
2	企業識別番号、納税者番号
3	企業の種類および/または形態
4	事業所の住所

¹ 詳細は、ラオス投資ガイドブック 2024 年 2 月 第 1 章および第 2 章参照

5	登録資本金
6	取締役または経営者（一人株主の場合）の氏名
7	会社所有者、株主の情報

（２）ERC の変更箇所

従前の ERC には、株主情報およびマネージング・ダイレクター以外の取締役の情報は記載されていないが、新規 ERC の裏面には、株主および取締役の名前が記載されることになった。また、事業所の住所を記載する欄に「経済特別区」の名前も記載できるように印字されていることから、経済特別区へ進出した会社に対しても同じ形式の ERC が発行されると思われるが、2025 年 1 月時点においては、各経済特別区が従来どおりそれぞれの書式で ERC を発行しており、統一的には実施されていない。

また、これまで企業識別番号と納税者番号は別物だったが、ガイドラインに従い、新規 ERC は、企業識別番号、納税者番号は同じ番号となっている。なお、これまで ERC には、会社のマネージング・ダイレクターの顔写真が張り付けられていたが、写真が QR コードに代わり、QR コードをスキャンすると商工業省企業登録管理局（Enterprise Registration and Management Department, Ministry of Industry and Commerce）の各会社の国家登記データベース（National Enterprise Database²）の登記情報とリンクされている。

（３）新規 ERC の書式について

改正会社法第 18 条およびガイドラインに基づき作成された ERC の書式の英語訳を以下に記載する。なお、2024 年 4 月 29 日より新規 ERC の運用が始まっており、2025 年 1 月現在、首都ビエンチャンにおいては、改正会社法第 18 条に規定される項目が網羅された新規 ERC が発行されている。

² <http://www.ned.moic.gov.la/index.php/en/>

(表)

[Translated from original Lao version]
[National Emblem]
Lao People's Democratic Republic
Peace Independence Democracy Unity Prosperity

Enterprise Registration Certificate

QR
Code

No. /ERA

(Date of Establishment/...../.....)

-Pursuant to the Law on Enterprise No. 33/NA, dated 29/12/2022.

-Pursuant to Application for Establishment of the Enterprise, dated
/...../.....

The Enterprise Registration Authority,.....has registered and
approved enterprise as corporation / Individual according to Enterprise Law as
follows.

Enterprise Name in Lao:

Enterprise Name in English:.....

Type / Category of Enterprise:

Managing Director/ Manager:.....

Registered Capital:.....

Office Location: House No./ Unit/ Special Economic Zone....., Village.....

District/City....., Vientiane Capital/ Province.....

Enterprise Code/ Taxpayer Identification No.:.....

Enterprise Owner, shareholder are specified on the back of the ERC.

Remark
dated.....

At.....,

Enterprise Registration Authority

[Seal and Signature]

(裏)

Contents of Enterprise registration of

Enterprise Code/ Taxpayer Identification No:.....

1. There are directors as follows

A. Shareholder is a director:

(1) Name, Nationality.....

(2).....

B. Independent director:

(1) Name, Nationality.....

(2).....

2. The total of Registered Capital.....LAK, breakdown

Cash.....LAK

In Kind.....LAK

3. Total Shares isshares, each value:LAK. In the total number of shares of Co., Ltd, there are normal sharesshares and preference shares.....shares

4. There are shareholders as follows:

First shareholder

☐Name

.....,Nationality.....

☐ (In the case that shareholder is corporation) Name..... Established under the law of,

(☐CEO,☐Manager or ☐Representative :

Name.....,Nationality.....);

- The number of shares paid in (☐Normal shares or ☐ Preference shares).....shares, ...%;

- Telephone number: +85620.....

Second shareholder

☐Name
.....,Nationality.....

☐ (In the case that shareholder is corporation) Name..... Established under the law of,

(☐CEO,☐Manager or ☐Representative :
Name.....,Nationality.....);

- The number of shares paid in (☐Normal shares or ☐ preference shares).....shares,.....%;

- Telephone number: +85620.....

5. Purpose of business operation(Initial registered business activities)

.....
.....

(After company registration, an investment license and/or business operation license must be obtained in accordance with the relevant laws and relevant sector regulations before starting business)

第2章 ラオスにおける投資奨励法の改正について

1. 背景

2024年6月28日付で発行された「改正投資奨励法（No62）（以下、「改正投資法」）」が、2024年12月16日に公布され、2024年10月1日より施行されている。2017年4月に改正されて以来、2020年に第12条（関税および付加価値税法の優遇措置）のみについて改正がなされ、今回は、2017年の投資奨励法および2020年の一部改正（以下、「旧投資法」）を含めた改正となっている。

投資奨励法に関連する法令においては、2018年に「経済特区に関する首相令」および「駐在員事務所の設立と管理に関する合意」³、2019年に「ネガティブ事業およびコンセッション事業リストの承認に関する首相令」⁴が改正され、2021年には、「法人税、政府の土地リース料または土地コンセッション投資奨励優遇措置に関するガイドライン（以下、2021年優遇措置ガイドライン）」および「官民連携 Public-Private Partnership（PPP）等に関する首相令」⁵が施行されている。また、2023年に会社法も改正⁶された。

以上のような新しく施行された法令との整合性をとることが今回の改正のポイントでもあるが、不明確な言葉が再定義され、経済特別区への投資促進と投資家に対する恩典、登録資本金輸入期限の設定など新しく規定されている。コンセッション事業に関しては、第3章を参照されたい。

なお、経過規定によれば、現在進行中の政府との契約は、そのまま満期となるまで有効となる。改正投資法上の優遇措置を受けることを希望する開発者や投資家は、関連する当局が通知を発行してから180日以内に申請を行う必要がある（改正投資法第101条）。

2. 改正内容について

（1）投資家の定義について

改正投資法では、外国投資家は、以下のように定義され、外国籍でラオスに現地法人がある場合は、外国投資家に分類される（改正投資法第3条3項4項）。

³ 詳細は、[ラオス投資ガイドブック 2019 \(2019年3月\)](#)第1章および第2章を参照

⁴ 詳細は、[ラオス投資ガイドブック 2019 \(2019年3月\)](#)第6章を参照

⁵ 詳細は、[ラオス投資ガイドブック 2022 \(2022年2月\)](#)第1章および第3章を参照

⁶ 詳細は、[ラオス投資ガイドブック 2024 \(2024年2月\)](#)第1章および第2章を参照

<改正投資法>

外国投資家：ラオスへ投資するために入国し、ラオスの法律に従い企業登録をした外国籍の個人および法人

国内投資家：ラオスの法律に従い企業登録をしたラオス籍の個人または法人

(2) 地区に基づく優遇について

改正投資法で規定される優遇地区は、以下のとおり地区1と地区2の二つがある。各県にあるすべての郡において、どの郡がどの地区に分類されるのかリスト化されている（詳細は、ラオス投資ガイドブック 2022年2月第3章を参照されたい）。なお、地区は5年ごとに見直される（改正投資法第10条）。

<地区1> 投資に対する社会経済のインフラが整備されていない地域への投資

<地区2> 社会経済インフラの整備がある程度進んでいる地域への投資

(3) 投資奨励優遇業種について

改正投資法で規定される奨励業種は以下のとおりである。

<奨励業種（改正投資法第9条）>

①クリーンな農業、品種生産、家畜改良、工芸作物栽培、森林開発、環境および多様性の保護に関する分野

②環境に優しい農業生産物および他分野の加工、飼料の開発、天然肥料、バイオ肥料、化学肥料の開発、伝統・独自の加工品、手工芸品の生産、一郡一品、輸入品の代替となる商品、輸出商品の開発に関する分野

③病院、医薬品および医療器具製造工場、伝統医薬品の製造と治療に関する事業

④教育、スポーツ、人材開発(人的資源開発)、職業技術、教材およびスポーツ用品の生産に関する分野

⑤デジタル化、研究および開発、テクノロジーの使用、環境に優しい天然資源エネルギーの節約に関する分野

⑥環境に優しく持続可能な自然、文化、歴史観光産業

⑦道路・鉄道建設、上水道・下水施設、廃棄物処理施設などの公共サービス・インフラ施設に関する分野

⑧ロジスティックスサービス、物流、越境輸送、ドライポートの倉庫システム、越境、多国間輸送、陸路、水路、鉄道、空路による乗客と商品の輸送に関する分野

⑨経済特別区、特定経済区への投資を便利にするためのインフラの整備に関する分野

（４）奨励業種および地域に基づく法人税優遇措置について（改正投資法第 11 条）

改正投資法第 9 条に定められる奨励業種①～⑨は、以下のとおり、法人税の免除の優遇措置を受けることができる。恩典内容は、奨励業種と地区別による基準により、法人税免税の期間を判断する内容となっている。なお、法人税の免税期間、追加法人税の対象業種は、下記のとおりとなっているが、教育に関する事業の場合は、投資期間を通して、法人税は免税となる。

地区	法人税免除期間	追加法人税免除期間と奨励業種
地区 1	最大 10 年 (第 9 条で定めるすべての分野)	追加最大 5 年間（合計最大 15 年間） 第 9 条で定める①、②および③の業種 特に、教育に関連する投資は、投資期間中の法人税は免除
地区 2	最大 4 年 (第 9 条で定めるすべての分野)	追加最大 3 年間（合計最大 7 年間） 第 9 条で定める①、②および③の業種 特に、教育に関連する投資は、投資期間中の法人税は免除

（５）ネガティブ事業リスト内の事業内容変更について

事業目的、登録資本金等に変更が生じた場合は、事業を許可した関連機関から変更について合意を得る必要がある。他方、株主の変更等については、ラオスの法律に基づき変更手続きを行い、投資許可証および企業登録書の変更申請をそれぞれ、計画投資関連機関および商工業関連機関で行う必要がある。

（６）一般事業の登録資本金について

資本金の振り込みについては、旧投資法第 53 条では、「一般事業への投資を行う外国人投資家は、投資関連許可証を取得後、90 日以内に登録資本金総額の 30%を送金する」と規定されており、残金に関する規定は、会社法に従うとあった。しかしながら、現行の会社法には、登録資本金の払込期限は株主総会で決定することになっており、残金に関しても株主総会の決定に従うと解釈される。改正投資法第 53 条では、残金について、「事業許可または投資許可が下りてから 1 年以内に振り込むこと。ただし、別途規定する法令がある場合は除く」という文言が追加された。従って、会社法に従い、株主総会で残金の振込期限が決定された場合は、その期限に従うことになる。株主総会で残金の支払期限を決定しない場合は、原則、1 年以内に振り込むことになるため、留意が必要となる。

なお、コンセッション事業の登録資本金と資本金の払込率については（新投資法第 52 条および第 54 条）、第 3 章で解説する。

（７）特定経済区について

改正投資法第 61 条では、経済特別区（Special Economic Zone）とは別に「特定経済区」という言葉が以下のとおり再定義されている。

特定経済区：特定の分野（例えばハイテク分野、工業団地など）への投資のために政府が、経済特別区の外に設立した地域

（８）経済特別区および特定経済区（以下、「SEZ」）における恩典について

SEZ への投資家に対する恩典措置が下記、①および②のとおり、新たに規定されている。上記（４）の恩典に加えて、以下の恩典を受けることが可能となっている（改正投資法第 64 条）。

① 法人税免税恩典（新規）

SEZ 開発者（デベロッパー）：地区 1 へ投資した場合、合計 16 年間（追加 6 年間）、地区 2 の場合は、合計 8 年間（追加 4 年間）の法人税免税恩典を受けることが可能。

SEZ 内に投資する者：上記（４）で規定する免税期間に加え、さらに追加で 2 年間の免税恩典を受けることが可能。ただし、（４）の⑧（ロジスティックス、運輸関連）の分野は除く。

② 長期滞在許可証とマルチプルビザの発行恩典（新規）

SEZ 開発者および投資家は、家族を含め、1 回の申請で、最大 10 年間有効な滞在許可証およびマルチプルビザ（定められた有効期間内に何度でもラオスへ出入国可）を取得することが可能となっている。

また SEZ の中にある不動産の所有権を保有する外国人は、10 万米ドル以上の支払いが完了している場合、家族も含め 1 回の申請で、10 年間有効なマルチプルビザを取得でき、更新も可能と規定される。

これまでも、条件を満たせば、長期滞在資格を得られていたケースがあったが、手数料の問題等の議論があり、投資家の間では 1 年更新が通常となっている。今回改正投資法上で面文化されたものの、長期滞在資格取得にかかる申請手続きや手数料についての詳細は確認できておらず、実務については、別途確認する必要がある。

第3章 投資奨励法の改正について（コンセッション事業編）

1. 背景

2024年6月28日付で発行された「改正投資奨励法（No62）、以下「改正投資法」」について、第2章で解説したが、本章では、コンセッション事業について解説する。

改正投資法では、特定コンセッション事業という言葉が新しく規定され、さらにコンセッション事業許可手続きにおいて、投資家が、ラオス政府との覚書を締結するために申請をする必要があることが明文化された。

2. コンセッション事業の定義

改正投資法では「コンセッション」という言葉が第3条第17項に以下のとおり、新たに定義づけされている。

コンセッション：政府が分配した土地において、農業、植林、観光、工業地帯、経済特別区、特定経済区、新しい街の開発、エネルギー開発、鉱山分野等のコンセッション契約や法律に従って投資活動を行うためにその土地を使用することを要請した者に対する政府の許可である。

また、コンセッション事業の中に、旧投資法にはなかった「特定コンセッション事業」について説明が追加されている（改正投資法第41条）。

特定コンセッション事業：戦略的コンセッション投資事業、限定された国家の安全保障にかかわるコンセッション事業、貴重な天然資源の使用および複数の県にまたがるプロジェクトにかかわるコンセッション

コンセッション事業および特定コンセッション事業リストは、政府が取りまとめるとあるが、2025年1月時点では、リストの存在は、確認できていない。今後の動向を注視する必要がある。

3. コンセッション事業投資申請および手続について

コンセッション事業については、はじめに、政府と覚書またはフィージビリティスタディを行うために契約を結ぶ必要がある。旧投資法では、コンセッション事業許可申請という大枠の中で、政府が覚書について検討するというような流れであったが、改正投資法では、覚書等を締結するために、投資家による申請が必要であることが強調されている。その覚書等の締結を申請する窓口は、特定コンセッション事業の場合は、中央のワンストップサービス、特定コンセッション以外のコンセッション事業の場合は、県のワンストップサービスと定められている（改正投資法第45条）。また、入札が必要な事業は、政府が法律に基づき入札に関する情報を公表する。一つのプロジェクト（同じ事業または同じ土

地の使用）に対して 30 日間に 2 社以上の申請があった場合は、相見積書による比較検討または入札を行う（改正投資法第 45 条）。

改正投資法第 46 条では、覚書等の締結からコンセッション契約締結後のコンセッション事業投資許可証取得までの手続きが記載されている。特定コンセッションの手続き内容が追加されているが、政府内部の手続きの流れは、旧投資法からは大きな変更はない。

4. 政府の承認が必要なプロジェクト

改正投資法第 49 条および第 50 条には、コンセッション事業の中で、それぞれ、国民議会（国会）の承認が必要なプロジェクトおよび県レベルの国民議会の承認が必要なプロジェクトが記載されている。その中で、住民移転を伴うプロジェクトについて、500 世帯以上は国会の承認が必要と記載されているが、100 世帯以下は県の議会が承認するとなっており、101～499 世帯の移転が伴う場合は、どこが承認するのか記載がない。また、2021 年に施行された「官民連携に関する首相令（詳細は、[ラオス投資ガイドブック 2022](#)（2022 年 2 月）第 3 章を参照されたい）」においては、500 世帯以下の住民移転は、県の議会ではなく、政府の承認となっていて、整合性がとれていない状況であり課題がある⁷。

5. 登録資本金および登録資本金の輸入について

改正投資法では、事業規模により下記の表のとおり、投資総額に対する登録資本金の比率が規定されている（改正投資法第 52 条）。

また、コンセッション契約の有効日から 90 日以内に、最低でも以下の比率で、登録資本金をラオスへ送金する必要がある（改正投資法第 54 条）。

＜コンセッション事業における登録資本金と最低送金率＞

投資総額（USD）	投資総額に対する登録資本金の比率	最低送金率
50,000,000 以下	30%以上	3%
50,000,000～100,000,000	20%以上、ただし 15,000,000USD 以上	2%
100,000,000～500,000,000	5%以上、ただし 20,000,000USD 以上	1.5%
500,000,000 以上	2%以上、ただし 25,000,000USD 以上	1%

⁷ 投資奨励法では、官民連携事業を投資の一形態と定め、官民連携事業をコンセッション事業の分野の一つと定めている。

登録資本金の残金に関しては、2年以内に送金する必要がある。ラオスへ登録資本金を送金後は、ラオス中央銀行へ資本金輸入証明書（Capital Importation Certificate）を取得することが改めて規定されている（新投資法第54条）。なお、2023年12月21日付の「外国直接投資における外貨管理に関する合意（No1225）」によると、「資本金輸入証明書を取得した投資家は、ラオス政府に対する支払いの義務（税金等）が完了したのち、利益、配当金、事業売却または会社清算後の残金を、本国へ送還することが可能（合意第11条）」とあるため、資本金輸入証明書を取得しなかった場合は、資本金を本国へ送金できなくなる可能性があるため、留意する必要がある。

6. 関税および諸税上の優遇措置について

2017年に旧投資奨励法が施行後、2020年に旧投資法の第12条（関税および付加価値税法の優遇措置）のみについて改正がなされた⁸。改正投資法では、第12条がさらに改正され、付加価値税については、免税の有無は触れておらず、付加価値税法に従うと規定されている。これにより、少なくとも投資奨励法と付加価値税法の規定内容に矛盾が生じることがなくなると思われる。改正投資法では、以下の表のとおり改正されている（改正投資法第12条）。

改正前	改正後
第12条 関税および諸税上の優遇措置	第12条 関税、法人税および付加価値税の優遇措置
投資家は、投資奨励法第9条（セクター別による奨励優遇）、11条（セクターおよび地区による法人税上の優遇）および付加価値税法第12条（非課税取引）における優遇措置の他にも、関税や諸税上の以下の優遇を受けることができる。	奨励業種および優遇地区へ投資する投資家は、下記の関税恩典を受けることができる。
1. 国内で調達または生産することができない固定資産となる機械や生産に直接使用される重機車両について関税および付加価値税を免除する。化石燃料、ガス、重油、自動車、その他の機材などは関係法に従う。	1. 国内で調達または生産することができない固定資産となる機械や生産に直接使用される重機車両の輸入関税を免除する。 化石燃料、ガス、重油、化学薬品、事業に使用する自動車、その他の機材の輸入関税

⁸ 詳細は、[ラオス投資ガイドブック（法務・労務編 2021）（2021年3月）](#)第3章を参照。

	は、重機車両の一時輸入も含めて、関税法に従う。
2. 輸出のための生産に使用する原料、鉱物、機器および部品の輸入は、輸入時の関税および付加価値税を免除し、生産品を輸出しなかった場合は、関連する法令に従い関税と各種税金を徴収する。	2. 輸出のための生産に使用する原料、鉱物、機器および部品の輸入関税を一時免除する
3. 輸出のための完成品や半完成品の製造のための非天然資源由来の国内原料の使用については、付加価値税を 0%課税とする。 政府は、輸出のための半完成品リストを規定する。	3. 輸入の代替として、国内販売のための生産に使用する原料、鉱物、機器および部品の輸入関税を免除する。
	4. 生産、耕種、家畜の飼養から得られる農産物、製造または完成品として加工された工業製品、手工芸品の輸出関税を免税する。ただし、定期的に特別に規定される一部の商品等は除く
	奨励業種に従事する専門家の個人所得税率を 5%とする。その恩典を享受する対象者および要件は別途規定する。
	付加価値税に関する恩典措置は、付加価値税税法に従う

7. コンセッション事業に対する恩典

政府の土地を使用して事業を行うコンセッション事業の場合においても、投資優遇地区と業種に基づき、土地のリース料金または土地コンセッション費の免除を規定する期間受けることが可能である。

(1) 政府の土地のリース料または土地コンセッション費の免除

政府の土地のリース料または土地コンセッション費の免除業種と期間は以下のとおりである（改正投資法第 15 条）。

<政府の土地のリース料または土地コンセッション費の免除期間>

地区	免除期間	追加奨励業種
地区 1	最大 10 年（第 9 条で定めるすべての分野 ⁹⁾ ）	追加最大 5 年間 第 9 条で定める①、②、③および④の業種
地区 2	最大 5 年（第 9 条で定めるすべての分野）	追加最大 3 年間 第 9 条で定める①、②、③および④の業種

（２）政府の土地使用における優遇

コンセッション事業への投資家は以下の土地利用における奨励優遇を受けることができる。投資家は投資事業遂行のために政府の土地使用権およびコンセッションの権利を有し、許可された土地使用期間の残りの期限内において、土地の使用権を他に譲渡することが可能。ただし、承認を受けたプロジェクト開発マスタープラン、フィージビリティスタディまたは事業計画の 50%以上が完了していて、関係当局からの評価を受け、リース契約またはコンセッション契約が規定する義務を全うしていることが要件となる（改正投資法第 16 条）。

⁹⁾ 第 9 条で定める投資奨励事業は、第 2 章をご参照されたい。

第4章 防災・消火設備について

1. 背景

首都ビエンチャンでは、コンドミニアムのような高層の建物やショッピングモール、空港、鉄道の駅など収容人数が大きい建物が徐々に増えている。また、国の発展にともない、環境や景観を損なわない建築物、障がい者や高齢者にやさしい建物が注目され始めている。それにもとない、建築物の安全性を確保するために、建築基準も見直す必要が出てきている。

そこで、公共事業運輸省は、2024年9月13日付で「建築基準に関する合意（No25207）（以下、合意）」を発行、官報掲載日（2024年10月9日）から、45日後に施行されている。合意は、建築物の安全性を確保するためのさまざまな基準が定められている。

ラオスでは、2007年に「火災防止法」が発行されているが、建物火災以外の火災も含んだ一般的な規定であり、今回発行した合意のような、建物火災に特化した法令は存在していない状況である。

2. 防災設備について

合意では、第38条から第49条まで防災・消火設備について規定されている。防災・消火設備には以下のような設備があり、設置基準や条件の詳細が合意の別添に記載されている。

- （1）避難経路表示・誘導灯
- （2）火災・煙報知設備
- （3）避雷針
- （4）安全管理棟
- （5）換気設備
- （6）排煙設備
- （7）加圧防排煙設備（Pressurized Smoke Control System）
- （8）消火器
- （9）消火栓設備（Fire Hydrant System）
- （10）スプリンクラー設備（Sprinkler System）
- （11）消防ポンプ設備（Fire Pump System）
- （12）非常用エレベーター

3. 建築物のレベルについて

建築物は、その広さ、高さおよび使用目的によって、4段階および高リスク（火災発生時に生命や財産に大きな影響を及ぼす施設）に区分され（以下、対象建築物）、防災・消火設備の設置の義務が決定される。

<対象建築物のレベル（合意第7条）>

レベル1	使用面積 400 m ² 未満、高さ 10m 未満
レベル2	使用面積 400 m ² 以上 10,000 m ² 未満、高さ 10m 以上 20m 未満
レベル3	使用面積 10,000 以上 30,000 m ² 未満、高さ 20m 以上 100m 未満
レベル4	使用面積 30,000 m ² 以上、高さ 100m以上
高リスク	公共の施設（人が密集する施設、娯楽施設、映画館、競技場、観覧席のある施設、空港の待合場、公共交通機関の乗り場、工業施設、可燃性のものを保管する施設、起爆性のあるものを保管する施設など

<防災設備設置基準（合意別添第4項）>

防災設備	設置義務	設置免除の建築物
4.1 避難経路表示・誘導灯	すべての建築物	レベル1 個人の住居
4.2 火災・煙報知設備	すべての建築物	レベル1 個人の住居
4.3 避雷針	・ 高さ 20m 以上の建築物 ・ 工場、危険物保管庫、商業施設、教育施設、病院等	
4.4 安全管理棟	・ レベル3およびレベル4 ・ 地下面積 1,000 m ² 以上の建築物 ・ 200 人以上収容できる施設	
4.5 換気設備	詳細記載なし	
4.6 排煙設備	・ レベル3およびレベル4のすべての建築物	

	・地下または小窓のある（または窓がない）、床面積 1,000 m ² 以上の建築物	
4.7 加圧防排煙設備 (Pressurized Smoke Control System)	・各階に水平距離 50m 未満で設置 ・防煙区画 10 m ² 以上	
4.8 消火器	床面積 200 m ² 以上のすべての建築物	
4.9 消火栓設備 (Fire Hydrant System)	すべての建築物	レベル 1 個人の住居
4.10 スプリンクラー設備 (Sprinkler System)	・床面積 5,000 m ² 以上建築物 ・床面積 1,000 m ² 以上かつ高さ 20m 以上の建築物 ・高さ 31m 以上の建築物 ・多層式倉庫で天井までの高さが 8m 以上かつ床面積 1,500 m ² 以上の建築物	
4.11 消防ポンプ設備 (Fire Pump System)	・ジョッキープンプ等（防火スプリンクラー システムの一部として消火ポンプと連動する小型の装置）	
4.12 非常用エレベーター	・レベル 3 およびレベル 4 のすべての建築物等 ・高さ 31m 以上の階の床面積が 1500 m ² 以下の場合、1 基設置する ・高さ 31m 以上の階の床面積が 1500 m ² 以上の場合、3000 m ² ごとに 1 基ずつ増やす	

4. 基準検査および検査証明書の発行

対象建築物に対する基準検査の実施機関は公共事業運輸省（以下、検査実施機関）である。検査実施機関は、3 回にわたり、検査を実施、証明書を発行する。1 回目は、建設が許可される前に図面との整合性を検査する。2 回目は、建設中に計画どおり建設されているか検査を行い、最後は建築物を使用開始した後に耐久性および安全性を検査する。

そのほか、年に 1 回、建築物が使用用途と整合しているか、安全性は確保されているかなど検査を行う（通常検査）。さらに、5 年に 1 回の大規模な検査を行う（合意第 60 条か

ら第 64 条)。既存の対象建築物については、構造、防災・消防設備、内部の衛生環境および利便性について検査を行い、合意に従い改善されたことが確認できた場合、検査証明書が発行される(合意第 66 条)。

従って、合意施行前に建設した企業が所有する対象建築物がある場合、首都であれば公共事業運輸省都市計画・住宅局 (Department of Housing and Urban Planning)、県であれば公共事業運輸課、郡であれば公共事業運輸事務所による検査を実施してもらう必要がある。

5. 罰則規定

建設事業者が、合意に規定された防災・消火設備の設置義務(手続き、設置基準、技術基準を含む)を満たさず、対象建築物を建設した場合、建設許可を取得せずに建設した場合、自然・社会環境に負の影響があった場合、処罰の対象となる(合意第 70 条)。

第5章 土地使用権の変動登記について

1. 背景

ラオスの土地権原書（バイターディン）の表面には、土地や所有者の情報が記載されているが、裏面は、「土地使用権の活動および変動記録表」となっており、土地の所有者の移転経過、担保権設定等に関する情報などが記録されている。2020年7月に改正土地法が施行され、2021年2月19日付で土地権原書（の内容について規定した「土地登記書および土地権原証書の印字内容および書式に関する大臣合意¹⁰」）を発行している。

裏面に関して規定した法令は、2008年に発行された「土地に関する法律行為の登記規則」があるが、土地法の改正、またラオス民法典も施行されたため、それによってかわるガイドライン「土地使用権の活動および変動登記に関するガイドライン（No0564）」が2024年3月28日に天然資源環境省より発行され、5月10日から施行されている。

2. 土地使用権の活動登記について

（1）登記が必要な土地に関する法律行為

土地権原書の裏面に登記する必要がある土地に関する法律行為は以下の6種類である（ガイドライン2編1）。

- ①リースまたはコンセッション
- ②土地の担保設定（質権または抵当権）
- ③土地使用権の買戻特約付売買
- ④契約に基づく地没権
- ⑤地上権
- ⑥期限付き政府分譲地土地使用権の売買

（2）登記手順

例えば、担保設定の場合の登記手順は以下のとおり（ガイドライン2編2.1~2.3）である。土地使用権の所有者は、必要な書類（所定の登記申請書、質権または抵当権設定契約書、ローン契約書、土地登記証明書、土地権原書原本、土地使用料支払い証明書または直近の土地税納税証明書、契約当事者のIDカードまたは住所証明およびファミリーブックの写し、法人や国際機関の場合は事業許可証、企業登録書または団体設立証明書の写しな

¹⁰ 詳細はラオス投資ガイドブック 2022（2022年3月）（第5章）を参照

ど（ガイドライン 1 編 1.2））を揃えて、土地が存在する郡の天然資源環境事務所へ提出する。当局による精査がすべて完了後、新しい土地登記証明書が発行される。

土地使用权の所有者は、新しい土地登記証明書や各契約書の正当性を公証役場で認証してもらう。認証済みの書類を郡の天然資源環境事務所へ提出する。その後、担保契約当事者と土地管理当局が対面により覚書を交わし、2 営業日以内に郡の天然資源環境事務所長が土地権原書の裏面の登記内容に署名をして、登記が完了する。

3. 土地使用权の変動登記の種類について

（1）登記が必要な変動登記の種類

登記が必要な土地使用权の移転または変更にかかる法律行為は、以下の 9 種類となっている。

- ①法律または遺言による遺産相続
- ②土地使用权の売買
- ③土地使用权の株式化
- ④土地使用权の(無償)譲渡または移転
- ⑤土地使用权の交換
- ⑥土地使用权の抹消
- ⑦土地使用权の返還
- ⑧自然または契約に基づく地没権
- ⑨裁判所の判決執行命令

（2）登記手順

登記手順は、上記 2（2）とほぼ同じだが、変動登記の場合は、土地登記証明書が発行されるのではなく、新しい土地権原書が発行される。例えば、（1）の③土地使用权の株式化の場合、土地使用权を合弁会社（内資外資問わない）の出資金とすることが可能となっている。ラオス国籍の法人または個人が内資 100%の合弁会社に出資する場合、新しい土地権原書は、その合弁会社の名前で発行される。しかしながら、外国企業との合弁会社への出資の場合は、新しい土地権原書は、外国企業との合弁会社の名前では発行されず（外国籍は土地を所有することができないため）、別途規定する法令で定めるとある（ガイドライン 3 編 1.3）ので、留意する必要がある。

第6章 ラオスにおける炭事業について

1. 背景

ラオスでは、焼きバナナ、焼き芋、焼きトウモロコシ、焼き肉、焼き魚など、露店や軒先で炭火を使って調理する光景が日常となっている。日本においても、ラオスの木炭が白炭として、1キロあたり約500～700円と、日本産白炭の約半値で販売されている。

従前よりラオス政府は、輸出可能な木製品リストを作成しており、木炭は、大きく分けて、白炭、黒炭があるが、特に黒炭に関しては、密輸が絶えないことから、海外への輸出を禁止してきた。また、ラオス国内の黒炭用の原木の調達にも厳しい制限を設けている。なお、日本で販売されているラオス産の木炭は白炭と記載されている。

今回ラオス農林省は、従前からの森林保護や黒炭の密輸出取締りに加え、炭焼きに使用する原木の種類、切りだした地域等を管理し、白炭の生産を促進することを目的として、2024年10月9日付で「炭工場および炭窯の管理に関する合意（No4847）（以下、合意）」を発行した。合意は、11月19日より施行されている。

2. 原木と木炭について

（1）原木の供給源（合意第6条）

ラオス政府は、炭焼きに使用する原木の供給源として、登録または認証された植林地の人工林および政府が策定した生産林地、インフラ建設地、森林がインフラ工事で別の用途に転換された土地（以下、転換地）、村民に土地使用权を譲渡した村落森林地（以下、村落森林地）の天然木を使用することを許可している。

白炭を生産するために使用するマイティウ（オトギリソウ科）は、政府が策定した生産林地、インフラ建設地、転換地、村落森林地から調達する。

黒炭を生産するための天然木は、土地を詳細に調査し政府が許可したインフラ開発地および転換地および個人、法人、団体組織が土地使用权を合法的に保有している土地から調達することが規定されている。

オガ炭（Sawdust charcoal）の原料については、木材加工場から出るオガ粉や木材チップを使用する。

（2）木炭の輸出（合意第12条）

ラオス政府は、オガ炭、白炭の輸出を促進しているが、所定の書式を県の農林局へ提出し輸出許可を取得する必要がある（Permit for Transportation of Briquette charcoal

Pellets charcoal and White charcoal Products for export)。黒炭に関しては、国内消費のみで、輸出は禁止されている。

3. 炭窯について

炭窯は、木炭の種類と用途によって、白炭窯、一次的黒炭窯、家庭用炭窯に大別される。各窯には、下記の表のように、いくつか条件が規定されている（合意第 17 条から第 19 条）。

窯の種類	白炭窯	一次的黒炭窯	家庭用炭窯
原木の供給源	自然林、人口林（マイティウ等種類は限定される）	インフラ開発地および転換地から調達した天然木	人工林、再生林から調達し、個人、法人、組織の所有する土地で保管
使用目的	海外輸出可	・国内消費のみ ・海外輸出禁止	・家庭内消費 ・商品化禁止
留意点	・ 1,000 度以上で焼く技術が必要 ・ 炭窯製造（設置）許可を取得後、12 カ月間活動がない場合、許可は抹消される	・ 年間伐採割当、伐採許可取得、売買契約書、政府への各種税金等の支払義務を果たすこと ・ インフラ開発地での伐採許可期間が終了後、ただちに窯を閉じること ・ 保全林、保護林、生産林地域での窯の使用は認めない	1 家族につき一基の窯

許認可	・農林局へ打診、承諾を得た後、商工局で企業登録、農林局から FS 承認取得、天然自然環境局から環境に関する承認取得、最後に公共事業局から窯製造（設置）許可を取得する必要がある（合意第 29 条）	・県の農林局へ許可申請 ・窯管理委員会を設置	合意で規定する各種許可の取得は不要
-----	---	---------------------------	-------------------

4. 炭焼き事業に対する禁止事項（合意第 54 条）

同合意の違反者に対して、警告や指導、罰金が科せられるが、具体的な内容は規定されていない。炭焼き事業者に対する禁止事項は、以下のとおりである。

- （１） 許可なく炭焼き窯場を設置し、拡張し、移動すること
- （２） 保全林、保護林、生産林または制限区域内に炭焼き窯を設置すること
- （３） 許可されていない事業を行うこと
- （４） 違法な材料、機械および労働力を輸入すること
- （５） 許可なく危険な物質を輸入または使用すること
- （６） ラオス政府当局による検査により、機械等の使用停止表示を取り付けるために使用されているチェーンや針金等を破壊するなどして、当局の命令に背く行為をすること
- （７） 農林局から許可を得ずに、事業を譲渡、売却、貸与、事業主等を変更すること
- （８） 書類の偽造、嘘の報告などラオス政府当局に協力しないこと
- （９） 規定に則とらない方法で廃棄物を処理すること

第7章 低所得者に対する手当について

1. 背景

2023年10月1日より最低賃金が130万ラオス・キープ（LAK、以下「キープ」）から160万キープへ引き上げられた（詳細は、ラオス投資ガイドブック 2024（2024年2月）第6章を参照されたい）。しかしながら、継続的に物価の上昇が続いており、ラオス政府は、2024年8月の政府定例会議で「低所得者に対する生活手当の支給」が決議された。今回、労働社会福祉省および国家労働組合委員長（以下、政府）は、2024年9月27日付でその実施に関する告知（以下、告知）を発行した。

2. 告知の内容

（1）製造業、サービス業等の雇用者（以下、雇用者）の義務

雇用者は、2024年10月1日より、下記に従って賃金・給与を支払う必要がある。技術がなく、過去に職業訓練や教育を受けたことがない自身の職場の労働者に対して一人につき月90万キープ（約40米ドル¹¹）の生活手当を支給し、生活手当と賃金または給料を合算して一人につき月250万キープ（約115米ドル）を下らないようにすること。

（2）生活手当の支給対象者

生活手当は、賃金・基本給が1カ月250万キープ未満のすべての労働者が対象となる。詳細は以下のとおり。

一般企業（法人）、一般企業以外の事業所（フリーランスを含む）、家族経営の事業体で契約等に基づいて働く、1カ月の賃金・基本給が250万キープ未満（超過勤務手当、福利厚生費、その他手当を含まない）の労働者を支給の対象とすること。

3. 告知の実施

雇用者は、賃金・基本給が月250万キープ未満の上記2で規定する労働者の給与の額を早急に見直し、2024年10月1日から、告知の内容を厳格に実施することを雇用者に義務付けるとしている。

なお、告知には、「最低賃金を引き上げる」という文言はなく、最低賃金は160万キープを維持するものと思われる。この点について、労働社会福祉省労働管理局に確認したと

¹¹ 2025年1月時点

ころ、今回の告知の意図は、低所得者に対して「生活手当」を支給することを雇用者に新たに義務付けることにあり、最低賃金の引き上げは意図していないとのこと。また、数年以内に労働法の改正が予定されており、草案には「生活手当」に関する規定を盛り込むことが見込まれるとのことである。

第8章 外貨建て給与の支払いおよびラオス政府に対する外貨払いについて

1. 背景

2022年10月1日より「改正外国為替管理法¹²（以下、「外為法」）が施行されており、ラオス国内における外貨の使用について第9条に「ラオス国内において、商品、サービス料金、給料・賃金などはすべて現地通貨キープで記載、表示する必要があり、キープを基礎として、上記の価格を決定すること」と規定されている。

労働社会福祉省は、上記、第9条に関連して、ラオス国内のすべての製造・サービス事業者に対して、給与の額を外国通貨で設定し、実際の支払いはキープで行っている場合に適用する為替レートに関する通知（No2721）を2022年8月13日に発行した（以下、「労働省通知」）。

第9条に基づくと、原則、ラオス人の給与の額¹³は、キープで設定しキープで支払うと解釈される。労働省通知は、労働者の国籍については触れていないが、発行の目的としては、キープが安定しない状況から労働者を保護するためとあるが、ラオス人労働者への給与の支払い通貨をキープとすることを徹底させることも意図した通知であるようにも読める。

2. 適用する為替レートについて

（1）労働者の給与、賃金、手当等（以下、「給料」）を外国通貨で設定している場合、給料計算日より前の直近3日間のうちのいずれか日のラオス国内の商業銀行の最新の為替レートを適用すること。

（2）上記（1）に従い給料計算を行っていない場合、雇用契約書および就業規則の内容を労働省通知の内容に則った内容へ改正し解決すること。

（3）2024年10月1日以降は、労働省通知で規定する商業銀行が定める為替レートより低いレートで給料を計算した場合、雇用者は警告を受け、関連する法令に従い罰則の対象となる。同時に（適正な為替レートで）給料の再計算を行い、労働者へ不足分を支払う。

¹² 詳細は、[ラオス投資ガイドブック 2023（2023年2月）](#) 第8章を参照

¹³ 2023年7月14日付「外貨管理の実施に関する首相命令（No10）」では、労働者の賃金・給与は、キープ払いを原則とした上で、外国人労働者または外国人専門家の雇用を必要とする事業者に関して外国人労働者に対するラオス国内での賃金・給与については、外貨で設定し、外貨で支払うことが可能と明示されている。

3. 政府への支払い通貨について

ラオス財務省は、税金を含めた政府に対する支払いについて、既存の法律および契約に基づいて、全国統一的に実施すべく、ラオス国内でビジネスを行っている事業者に対して、2024年8月14日で「ラオス国内における政府に対する外貨での支払に関する通知（No2137）（以下、財務省通知）」を発行した。国内の支払いは、政府に対する支払いであっても、原則、現地通貨キープで支払うことを徹底させることおよび政府に対する支払いにおいて、例外的に外貨での支払が認められている項目を周知させることが発行の目的といえる。

4. 通知内容について

（1）2019年6月17日付「税管理法（No66）」第31条および2021年7月13日付「首相府通知（No779）」に基づき、罰金を含めた税金、財産、手数料、サービス料を銀行システムまたは国庫を通して、プロジェクト実施者と請負業者との間の契約で規定する方法または実際の売買方法に従い、現金、小切手、送金またはその他の方法で納める必要がある。

<税管理法第31条 税の納付>

個人、法人または組織は、銀行システムまたは国庫を通じ、現金、小切手、送金またはその他の形式により、罰金を含む税金、手数料およびサービス料を現地通貨キープで、納付しなければならない。外貨で納付する場合、契約のとおり実施できるが、定期的に銀行が公表する為替レートに従い、各種税金の申告のとおり、現地通貨キープ建ての歳入として計上しなければならない。

（2）政府への支払いに対して、現地通貨キープに加え外貨で支払えるのは、政府の土地の借地料およびコンセッション料金（以下、政府借地料）のみとなっている。政府借地料のレートは、2009年2月18日付「国有地借地料および土地コンセッション料金に関する国家主席令（No02）」第15条に外貨での支払いも許容されることが規定されている。また、同国家主席令の中では、政府借地料等は、1haあたりの単価が米ドルを単位として表示されている。

<国家主席令第15条>

国家主席令の中で規定されている借地料およびコンセッション料金が外貨で設定されている場合は、現地通貨キープでも外貨でも納付可能であり、（現地通貨キープで納付する場合は）国営銀行が定期的に公表している買付レートに基づく必要がある。

第9章 ラオスへの外国直接投資における外貨管理について

1. 背景

2022年10月に「改正外国為替管理法¹⁴」が改正され、また2023年6月にラオスで登記した、外国からの投資企業に対して「外国からの資金輸入証明書（Capital Importation Certificate）の取得に必要な書類」について通知¹⁵が出され、さらに2023年7月に「外貨管理の実施に関する首相命令¹⁶」が発令された。

このように、ラオス政府は外貨の流れについて厳しく管理するために、さまざまな政策を実施している。ラオス中央銀行（以下、「中銀」）は、ラオス国内の外貨預金についても管理を行うべく、外国からの投資家およびラオス国内商業銀行に向けて、2023年12月21日付で「外国直接投資における外貨管理に関する合意（No1225）（以下、「中銀合意」）」を発行した。新たな政策として、特に外国からの投資家に対しては、一般的な預金口座ではなく、投資に特化した預金口座をラオス国内の商業銀行に開設することを規定している。

2. 外国からの直接投資とは

ラオスの会社法においては、外国法人の定義はないが、中銀合意には、「外国からの投資家」および「外国からの直接投資」を以下のとおり、定義している（第3条）。

外国からの投資家：ラオスへ投資するためにラオスの法律に従い企業登録（事業登録）した外国籍の個人または法人

外国からの直接投資：外国の投資家のラオスで事業を行うための投資。独資、または、外国籍が10%以上の株式を保有する合弁会社（政府、国営企業、ラオス国内民間企業との連携）の投資

3. 銀行口座の開設について

（1）投資準備口座

原則、法人の場合、ラオスの企業登録証（Enterprise Registration Certificate）がない場合、ラオス国内の商業銀行で口座を開設することはできない。しかしながら、会社設立

¹⁴ 詳細は、[ラオス投資ガイドブック 2023（2023年2月）](#) 第8章を参照

¹⁵ 詳細は、[ラオス投資ガイドブック 2024（2024年2月）](#) 第4章を参照

¹⁶ 詳細は、[ラオス投資ガイドブック 2024（2024年2月）](#) 第9章を参照

前の準備期間において、事業開始までに（投資許可証、企業登録書、事業許可取得期間）、に必要なさまざまな費用（例えば、車両、事務所などのレンタル料、宿泊料、渡航代、各種手数料の支払い、コンサル料など）が発生することを考慮して、外国からの投資家は、ラオス国内の商業銀行において、投資準備のための銀行口座（以下、「投資準備口座」）を開設することが可能となった（第 5 条）。

投資準備口座の開設のために必要な書類は以下のとおりである。

1	投資許可または企業登録申請手続中であることが記載された関連当局からの証拠書類
2	外国法人の企業登録書または会社が実在していることの証明書
3	ラオスの商業銀行へ口座を開設することの代表者への委任状
4	委任された代表者のパスポート
5	中銀またはラオス国内の商業銀行が規定するその他必要な書類

（２）投資関連口座

投資許可証または/および企業登録書を取得した外国からの投資家は、15 営業日以内にラオス国内の商業銀行に現地通貨キープおよび外貨の「投資関連口座」を開設する必要がある。例えば、登録資本金の送金、利益、配当金、海外からの融資に対する返済および利子の返済などの取引に使用する口座は、投資関連口座のみと規定されている（第 6 条）。ただし、中銀の監督下にある金融関連事業者は、別途定める関連法に従うとしている。

投資関連口座の開設に必要な書類は以下のとおりである。

1	商業銀行所定の申請書
2	投資許可証、企業登録書の写し
3	事業ライセンス許可証（Business Operation Certificate）の写し（ある場合）
4	その他商業銀行が定める書類

中銀合意が施行される前にすでに商業銀行で一般的な銀行口座を開設し、海外からの直接投資に関する事業を行っている既存の外国からの投資家は、一般的な銀行口座を投資関連口座に変更するための手続きを行う必要がある（第 6 条）。

なお、既存の一般的な銀行口座がある銀行ではなく、違う銀行に投資関連口座を開設する場合、既存の銀行口座（古い口座）にある預金はすべて新しい銀行に開設した投資関連口座に送金し、その後、古い銀行口座は閉じる必要がある。また、新しい投資関連口座を開いてから 10 営業日以内に中銀外国為替管理局へ新しい口座を開設し古い口座を閉じたことを通知する必要がある（第 6 条）。

上記のとおり「投資準備口座」および「投資関連口座」の開設が可能であると解釈できるが、ラオス国内の商業銀行が同中銀合意をどのくらい認識しているのか不明であり、きちんと運用されているかどうかは、わからない状況にあるため、留意する必要がある。

4. 資本金の送還について

投資のためにラオスへ送金した資本金等を本国へ送還するためには、資本金輸入証明書（Capital Importation Certificate）が必要となり、その取得に必要な書類についての詳細は、ラオス投資ガイドブック 2024（2024 年 2 月） 第 4 章を参照されたい。

外国からの投資家は、ラオス政府に対する支払いの義務（税金等）が完了したのち、利益、配当金、事業売却または会社清算後の残金を、投資関連口座から本国へ送還することが可能と規定される（第 11 条）。

資金を本国へ送還するために必要な書類は以下のとおり。

1	商業銀行所定の送金指示書
2	利益または配当金の送金の場合、取締役会または株主総会の利益または配当金に関する決議書の写し
3	事業売却または会社清算後の残金を送金する場合、商工業省/局発行の会社清算完了通知書の写し
4	最後に取得した資本金輸入証明書の写し
5	投資許可証、企業登録書の写し
6	事業許可証（Business Operation Certificate）の写し（ある場合）

5. 罰則規定

中銀合意に違反した場合、外国からの投資家に対して科せられる罰金は以下のとおり。

- （1）投資関連口座を定められた期限内に開設しない場合：1,000 万キープ（2025 年 1 月時点約 7 万円）
- （2）投資関連口座を使用せずに、他の口座で外国からの直接投資事業を行った場合：1,000 キープ
- （3）中銀が承認していない両替商や送金事業者を利用した場合：取引額の 10%
- （4）中銀の許可を取得せずに、第三国へ投資した場合：取引額の 10%

第 10 章 輸出による外貨収入に関する合意

1. 背景

2022 年 10 月 1 日より「改正外国為替管理法¹⁷（以下、「外為法」）」が施行され、その後、2023 年 7 月 14 日に「外貨管理の実施に関する首相命令¹⁸（No10）（以下、「首相命令」）」が発行され、ラオス政府は、特に外貨準備高が不足している状態を改善するために多くの対策に乗り出している。ラオス中央銀行は、外為法および首相命令に基づき、輸出によって得られた外貨収入がラオス国内の輸出入用銀行口座に送金され、預金された外貨が期限内にラオス国内商業銀行において両替される仕組みの強化を図ることで、外貨準備高を増やすために、2024 年 3 月 7 日付で「商品およびサービスの輸出による外貨収入の管理に関する合意（No333）（以下、「合意」）」を発行し、3 月 29 日より施行されている。

2. ラオス国内への外貨の送金率および期限について（合意第 5 条）

輸出業者は、原則、売買契約書内で規定する支払日までに、受領した外貨をラオス国内の輸出入用口座へ送金する必要がある。ただし、送金期限は、輸出日から数えて 180 日を超えることはできない。また、分野ごとに、別途、外貨収入の最低送金比率と期間が以下のとおり、定められている。

分野	最低比率	期限
鉱山	収入の 85%	輸出日から数えて 90 日以内
サービス	収入の 80%	輸出日から数えて 60 日以内
農業	収入の 75%	輸出日から数えて 60 日以内
その他	収入の 70%	輸出日から数えて 90 日以内
電力	収入の 20%	輸出日から数えて 180 日以内

上記定められた比率と期限内に、外貨をラオス国内の口座に送金することが難しい場合、ラオス中央銀行外国為替管理局と交渉することで、条件が緩和されることもある。

輸出業者は、ラオス国内の預金口座へ外貨収入を送金した後、外為法第 12 条に基づき、外貨を預金口座のある商業銀行にて両替する必要がある。

¹⁷ 詳細は、[ラオス投資ガイドブック 2023（2023 年 2 月）](#) 第 8 章を参照

¹⁸ 詳細は、[ラオス投資ガイドブック 2024（2024 年 2 月）](#) 第 9 章を参照

3. 外貨両替比率について

輸出業者は、輸出からの外貨収入がラオス国内の銀行口座に着金してから3日営業日以内に、少なくとも以下の比率で外貨を商業銀行で両替することが義務づけられている（合意第7条）。

分野	最低比率
鉱山	ラオス国内の口座に送金された最低比率の35%
農業	ラオス国内の口座に送金された最低比率の30%
電力	ラオス国内の口座に送金された最低比率の20%
サービス	ラオス国内の口座に送金された最低比率の20%
その他	ラオス国内の口座に送金された最低比率の20%

海外から輸入した商品をラオス国内で加工や組み立てを経ずに、そのままのかたちで輸出する場合、得た外貨収入をラオス国内の銀行口座に送金後、一部を両替またはラオス国内でキープを使用する必要があるときに、両替することが可能となっている。

4. 罰則規定

合意は、輸出業者、商業銀行およびラオス中央銀行の各部門が適用の範囲となっているが（合意第3条）輸出業者および商業銀行については、合意に違反した場合、その程度が軽い場合および初回の場合の罰則は、指導、警告や覚書等が科せられる（合意第21条）。

商業銀行については、初回の違反による指導にかかわらず、改善がみられず、再度違反した場合は、以下のとおり罰金が科せられる（合意第22条）。

- 違反額が1,000万キープ（約500米ドル）未満の場合および価格がつけられない禁止事項に違反した場合：1,000万～2,000万キープの罰金
- 違反額が1,000万キープ以上の場合：違反額の10%の罰金。ただし、最低罰金額は2,000万キープを下回らないこと。

なお、輸出業者については、初回の違反による指導から改善がみられず、再度違反をした場合は、外国為替管理局から関連する省庁へ報告したうえで、関連省庁の規定に基づき、商品およびサービスを輸出することを停止させられる場合もある（合意第23条）。

第 11 章 付加価値税法（VAT）の改定

1. VAT 税率改定の概要

財務省は 2024 年 4 月 23 日付通達第 1360/MOF 号を発行し、2024 年 5 月 1 日から付加価値税率を引き上げた。2024 年 3 月 13 日付第 003/PM 号付加価値税率改正条例の第 2 条に基づき、この条例は付加価値税法、特に第 17 条の内容を改正するものであり、国家予算収入を支援し、国家の社会経済発展に貢献するため、付加価値税率を 7% から 10% に改正するものである。

2. 改定付加価値税法の導入の注意点

2024 年 5 月以降に国内で商品およびサービスを提供する場合、VAT インボイスを発行し、VAT の計算に 10% の税率を使用しなければならないと規定された。しかしながら、2024 年 4 月に発生した電気、水道、電話料金に関する VAT インボイスについては、2024 年 5 月初旬に発行し、さらに、前月のサービスであるため、7% の VAT 税率で計算しなければならない。VAT インボイスがまだ発行されていない、建設プロジェクト、保険など 2024 年 4 月以降の契約に基づく物品およびサービスにおいては、7% の税率が適用されなければならない。しかしながら、2024 年 5 月に VAT インボイスが発行され、さらにサービスが完了していない、または前払いを受けている場合でも、10% の VAT 税率で計算されなければならない。

（1）VAT インボイスの適用

税務当局から自社で印刷することが許可された VAT インボイスを使用する場合、そのインボイスを継続して使用することが認められた。しかしながら、その場合 7% の税率を消し、10% の税率で書き直す、もしくは、再印刷が必要な場合は、7% の税率が記載された VAT インボイスを税務局に返送し、キャンセルしてもらい、再印刷が許可されなければならない。

商品およびサービスに対して POS システムを介して VAT インボイスを使用する場合、VAT 税率は 7% から 10% に改定されなければならない。

（2）国家予算に関連する付加価値税の導入

2024 年 4 月以降の長期契約による物品・サービスの供給、および 2024 年 5 月の国家予算に関連する VAT 税率の実施は、以下のように実施されなければならない。

- 2021 年以降、付加価値税（VAT）税率 10%の実施期間中に契約が締結されたプロジェクトは、契約を変更することなく、プロジェクトが完了するまで同税率が適用される。
- 2022 年から 2024 年 4 月までに 7%の税率を適用して契約を締結したプロジェクトは、契約を変更する必要なく、プロジェクトが完了されるまで 7 %の VAT 税率が適用される。
- 2024 年 5 月に契約が締結されたプロジェクトについては 1 0 %の VAT 税率が適用される。

（３）国家予算に関連する VAT の 2024 年 5 月での申告（政府プロジェクトの場合）

企業が国家予算から寄付金を受け取る場合、その寄付金にかかわる VAT は寄付金から控除され、VAT 控除後の金額が企業に支払われる。すなわち寄付金にかかわる VAT は売上 VAT として認識されなければならない。また企業が政府プロジェクトに関する費用を支払う場合には、その費用に関連する仕入 VAT を納付しなければならない。企業は寄付金にかかわる売上 VAT から、その費用にかかわる仕入 VAT を控除して、VAT の申告をしなければならない。

この売上 VAT の控除は様式 01/VAT に以下のように記録しなければならない。

- 国家予算に基づく寄付金（VAT 以外）を記録するためには 10%（新税率）に基づき計算されなければならない。
- 7%または 10%の税率で控除された場合には、7 %税率を適用するために、7%の税率に基づく VAT 額を記録しなければならない。
- 7%の税率が適用される場合、3%VAT に該当する超過 VAT 額を VAT 申告書に記録しなければならない。

（４）2024 年 5 月に締結された国家予算と関係のない VAT の導入（政府プロジェクトではない場合）

2024 年 4 月以降の建設プロジェクト、保険等の契約において、VAT インボイスがまだ発行されていない長期契約に基づく物品およびサービスの提供による所得は、VAT 税率 10%にて計算されるものとし、契約内容を変更しなければならない。

- 2024 年 3 月または 4 月に商品およびサービスの供給から 10%の税率（本通知が公布される前）が適用され、徴収された仕入 VAT は、この超過部分については、超過 VAT とみなされる。VAT 申告書に、VAT3%に該当する超過 VAT 支払額の金額を記載しなければならない。

- 2024 年 3 月または 4 月（この通達が公布される前）に、国内での商品およびサービスの購入において 10% の VAT 税率を適用して支払われた仕入 VAT は、法律で規定されている VAT の支払いとみなされる。VAT の控除または還付を請求するために、VAT 申告書に VA 3 % に該当する超過 VAT 額を記録しなければならない。

注：VAT Notice とは、VAT Notice Form 01/VAT を意味する。

2024 年 3 月または 4 月に 10% の税率（本通達の公布以前）で商品およびサービスを購入した個人、法人、および中小企業を含む組織は、法律に従い VAT を超過納付したとみなされる。納税日から 3 カ月以内に、財務省税務局に過払分の 3% の VAT 還付の還付申請を提出することができると規定されている。

（５）控除対象外仕入 VAT の取り扱い

2021 年 8 月 7 日付租税法一部改正法第 01/NA 号に基づき、2024 年 4 月に 7% の税率で VAT が控除される仕入 VAT は、法律の定める条件に従い、控除もしくは還付、または法人税計算上損金算入することができる。

（６）VAT システムに登録された個人、法人、および組織

2024 年 3 月 19 日付付加価値税税率調整に関する国家主席令第 003 号に従い、各個人、法人および組織は、商品・サービスの売上記録装置（POS）等、業務に関連する各種システムを更新し、2024 年 4 月までにその更新を完了しなければならないと規定された。

また 10% の VAT 税率で計算したため、VAT が過剰徴収された場合、また過剰徴収の計算を行わなかった場合、もしくは誤った税率で計算された場合には、その差額を VAT 申告書に記録しなければならない。申告間違いおよび未申告により差額が発生し、VAT 額が不足した場合には、企業は追徴税を納付しなければならない。

第 12 章 給与支払いに関連する規定

1. ラオス・キープ (LAK) での給与支払いを行うための為替レートの導入

給与が米ドルで決定され、キープで支給する企業は、法令に従って公正な給与を受け取る従業員と雇用者の権利と利益を保護することを目的として、全国のすべての企業における従業員の給与支払いプロセス、およびその他の給与支給政策を標準化するために、基本給を計算する前に、3 営業日以内に商業銀行の為替レートを下回らない為替レートを使用しなければならないと規定された。このプロセスは、ラオス中央銀行が制定した法律および規則（随時改正される可能性がある）を遵守しなければならない。

上記の規定を遵守していない企業は、労働契約および社内規定を改正し、本通知に概説されている規定に完全に一致させなければならない。この改正は、法律の遵守を確実にし、今後の支払いにおける不一致を防ぐために必要なものである。

企業が、銀行が設定した為替レートよりも低い為替レートに基づいて給与、賃金、その他の支払いを行った場合、当局から正式な警告を受ける。また、2024 年 10 月 1 日以降、労働者への支払いを再計算し、調整しなければならない。これらの調整は、規則で定められた正しい為替レートを遵守するために行われなければならない。

合法的な為替レートが適用されなかった場合、2022 年 7 月 7 日付の外貨管理法第 15/NA 号第 55 条第 1 項に基づき、「ラオス中央銀行の許可なく、外国通貨による給与の決定および発表、違法な為替レート（BOL 発表より低い/高い）を使用した場合、1,000 万～2,000 万キープまでの罰金/罰則の対象となる可能性がある」と規定された。

2. 所得が 250 万キープ以下の個人に対する経済補助

2024 年 9 月 28 日、ラオス労働社会福祉省は、所得が 250 万キープ未満の労働者に対する財政支援に関する通達第 3534 号/MOLSW を発表した。この通達は、2024 年 10 月 1 日より、所得が 250 万キープ以下の労働者に対し、1 人当たり月額 90 万キープの財政援助を使用者に交付することを義務付けている。

2023 年 9 月から 10 月にかけて、2023 年 10 月 1 日から最低賃金が 130 万キープから 160 万キープに引き上げられることが議論された。しかしながら、現在の経済状況に基づき、政府は 8 月の会議（No.010/GOV、2024 年 8 月 30 日付）で合意した生活費支援の拡大について合意した。基本給が 250 万キープ未満の労働者については、この通達に基づき、この補助は 1 人当たり月額 90 万キープに引き上げられると規定された。

この時点では、税務局は所得税の課税標準月額（130 万キープ）の変更に関する通知を発表していなかった。また、所得税法の条文を変更する場合は、国会の承認が必要であ

る。従って、最低賃金の引き上げは、毎月の所得税の課税標準には影響を及ぼさないため、個人所得税の計算は、第 39 条第 1 項に規定されているとおり計算されなければならない。



3. 個人納税者番号 (PTIN) に関する主な最新情報

2024 年の PTIN 申請に関する最新情報は以下のとおりである。

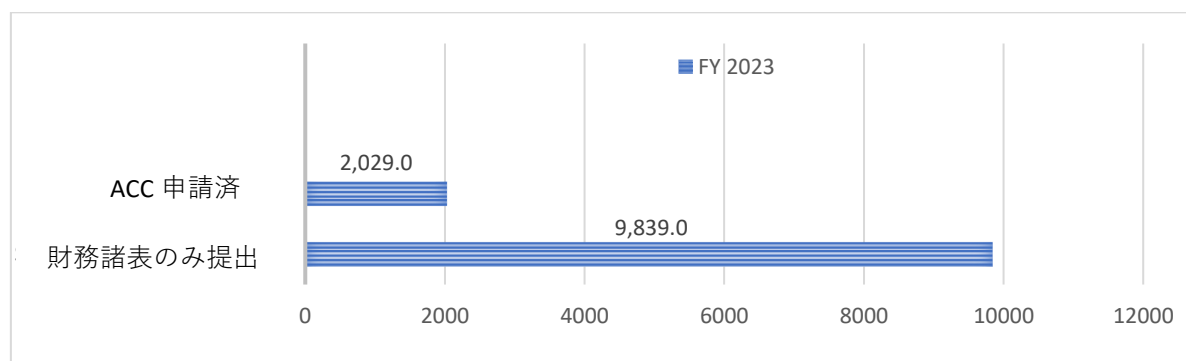
- 登録プロセスは改善されているが、まだプロセスが遅れている。情報を入力した後、クリックしてワンタイムパスワード (OTP) を要請することができる。
- PTIN アプリケーションのログインプロセスは改善されたが、以前の OTP を使用してログインしなければならない。
- PTIN 証明書の情報を検察、もしくは印刷を試みると、まだエラーメッセージが出る。
- PTIN で個人所得税の申告を行おうとしたが、PTIN の税率欄に累進税率 0-25%が表示されておらず、PTIN の個人所得税率が固定税率となっているため、PTIN で個人所得税の申告ができない。
- 税務当局は現時点でソフトウェアの修正を行っている。

2024 年 11 月時点での当局の非公式な発表に基づくと、フリーランサーを含むラオスのすべての労働者は PTIN を取得しなければならないと規定されており、さらに自己申告制度が 2025 年中には導入されると予定されている。さらに、PTIN を有さない、あるいは個人所得税の申告を怠った個人には罰金が課されると規定されている。

第 13 章 2023 年度決算報告書に係る会計コンプライアンス証明書申請に関する留意点

1. 2023 年度会計コンプライアンス証明書（ACC）のコンプライアンス違反に関する概要

2024 年 7 月 2 日、ビエンチャン首都財務局は、accservice.la システムを通じた 2023 年度の財務諸表の提出および会計コンプライアンス証明書（以下、「ACC」）の申請について、登録事業者に注意を促す通達第 131/MOF.VTE 号を発行した。会計法に基づき、各企業は決算報告書を期限日から 3 カ月以内に提出しなければならないと規定されている。2024 年中旬時点で、決算報告書を提出した企業は 9,839 社、ACC を申請した企業は 2,029 社に過ぎず、当局の予想に比べて少なかった。まだ決算報告書を提出していない企業は、2023 年度の ACC を取得しなければならない。企業が、2023 年度に ACC の申請を行わなかった場合、会計に関する法律の施行に規定される罰金が課せられる。さらに 2025 年からは、決算報告書の提出を怠った企業は accservice.la システムのアクセスが遮断され、罰金を支払うまで 2024 年決算報告書の提出を行うことができなくなり、さらにこの旨を会計当局に連絡しない企業は、一時的な営業停止処分を受ける可能性がある。

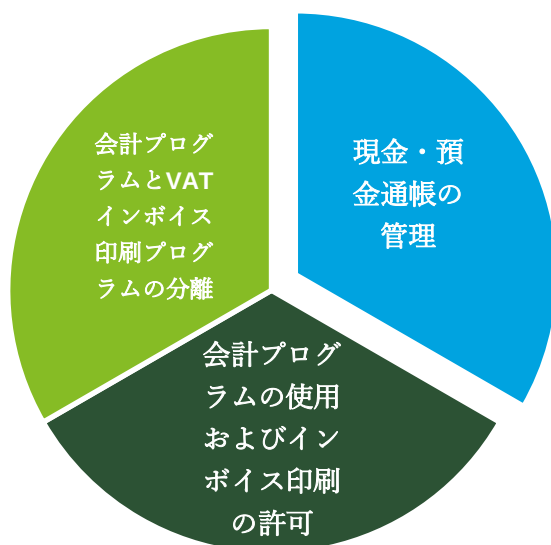


2. 会計コンプライアンス証明書（ACC）の主な懸案事項に関する懸念

2023 年度の ACC 発行に向けた主な懸案事項は以下のとおりである。

- 会計プログラムおよび VAT インボイス印刷プログラムが連動されていない：会計プログラムと請求書印刷プログラムが連動していない。
- 現金・預金通帳の管理：ほとんどの企業がこの管理を行っている一方、当局が要求するフォーマットに従っていない。
- プログラム使用およびインボイス印刷の許可：プログラムの使用およびインボイスの印刷を許可していない会社もある。

- さらに会計マニュアルを規定どおり準備していない外国企業が多い。



3. 2023 年度に ACC を受け取らなかった場合の主な影響

2023 年度に ACC を受け取らなかった場合の主な影響は以下のとおりである。

- 罰金額 500 万キープ
- accservice.la へのアクセスがブロックされ、24 年度財務諸表の提出が許可されない。
- それでも ACC を適用しない場合、当局はその会社の業務停止を命じることができる。
- VAT 登録認証への影響
- 輸出入業者の通関手続きへの影響

第 14 章 インボイスの使用に関する最新規定

1. インボイスに関する新しい更新の概要

2024 年 2 月 2 日、財務省はラオス国内の一般企業におけるインボイスの使用に関する通達第 0336 号/MOF を交付した。

2. インボイスの種類

インボイスには以下の 2 種類がある。

(1) 紙の請求書

以下の五つのフォームが含まれる。

- VAT インボイスフォーム 01/VAT-3P
- 中小企業向けインボイスフォーム 02/Micro-3P
- 土地税インボイスフォーム 03-LT
- サービス料金インボイスフォーム 05/ISF-2P
- サービスチャージ料金インボイス フォーム 06/ISC-2P

(2) 電子インボイス

商品およびサービスの購入および販売は、必要に応じて銀行または現金による確認および支払いが可能な電子システムに記録されなければならない。企業は、税務当局が承認した形式を満たしていれば、電子インボイスシステムを独自に開発することも、サプライヤーからソフトウェアを購入することも可能である。

3. インボイスに関する主な留意点

- VAT システムに加入している法人の中には、有効なインボイスを印刷せずに独自の商業インボイスを発行する場合がある。
- 中小企業は通常、消費者（個人、法人、団体）に無効のインボイス（Paper receipt）を発行する場合がある。

第 15 章 POS システムおよび VAT インボイス印刷プログラムの使用許可の申請

1. VAT インボイスを許可なく印刷するためにプログラムを使用することへの懸念

(1) 未承認の会計プログラムの使用

2024 年 3 月 18 日、財務省は通達 0732/MOF 号を発表し、下表のような会計プログラムが承認された企業のリストを提供した。これらのプログラムは、財務省の規定書式に従って請求書を作成する権限を与えられており、TaxRis と連動して財務諸表書式が規制要件を満たしていることを保証している。これらの承認されたプログラムは、会計、請求書発行、財務報告のための安全で標準化された正確な方法を提供するように設計されている。法人は、規制の遵守を確実にするため、財務省がリストアップしたプログラムを使用することが義務付けられている。さらに、法人はこのリストに含まれていない他の会計プログラムを使用することができるが、使用する前に財務省の承認を得なければならない。

No.	List of companies that have been approved for program. プログラム承認企業リスト
1	TS Accounting Consultancy and Audit Co., Ltd
2	APIS Co., Ltd
3	AKAT Solution Sole Co., Ltd
4	57Bytes Sole Co., Ltd
5	S-Advanced Software Co., Ltd
6	Lao-Singapore Information Technology and Communication Promotion Co., Ltd
7	VAP Accounting, Audit and Software Service Co., Ltd
8	Sumo Programs Sole Co., Ltd
9	TSD Sole Co., Ltd
10	Sala Daeng (Lao) Co., Ltd
11	MP Software development Sole Co., Ltd
12	Asset Asia Co., Ltd
13	Pakaithip Bansiacademy

しかし、一部の法人は、財務省の承認を受けていない会計プログラムを使用し続けていることが指摘されている。その結果、以下のような懸念が指摘されている。

- 規則の不遵守：承認されていない会計プログラムを使用することは、規制に違反し、罰金や罰則につながる可能性がある。
- データ完全性のリスク：未承認のプログラムは、データの安全性と正確性の基準を満たさない可能性があり、不正確な財務報告や、内部プログラムが財務省の定めるフォーマット要件に合致しないために必要な情報の一部が失われるリスクがある。
- 標準化の欠如：未承認のプログラムは、財務省が定めた財務報告基準やフォーマットに準拠するための必要な機能や能力を欠いている可能性があり、当局が財務諸表の信憑性を検証することを困難にしている。

上記の懸念事項のサンプルに基づき、未承認の会計プログラムを使用した場合、VAT インボイス印刷プログラムおよびテンプレートに情報を適切にリンクさせることができない可能性がある。さらに、その結果、書式に齟齬が生じ、当局が定めた基準や要件に合致しなくなる可能性もある。

未承認の会計プログラムの使用は、コンプライアンス、データの完全性、標準の面で、法人に重大なリスクをもたらす。財務省の承認済み計画リストに準拠し、すべての財務報告実務が法的基準を満たすよう、早急に措置を講じるべきである。

さらに、印刷に独自の会計プログラムや請求書発行プログラムを使用する場合は、税務当局の承認を得なければならない。この要請の処理には、当局の定める要件に従い、時間がかかる場合がある。

(2) 許可の不更新

法人が適用される法律や規制の枠内で活動するためには、関係当局が発行する許可証や証明書が必要である。これらの証明書は、ビジネス・ライセンス、税務登録、業界固有の証明書など、様々な分野に関連する場合がある。多くの場合、これらの証明書には有効期限があり、事業体が良好な状態を維持できるよう、定期的に更新する必要がある。

この許可の更新を怠ると、影響を受ける法人にとって、事業運営上、法律上、財務上、重大な結果を招く可能性があり、以下のような懸念がある。

- 法的および規制上の不遵守：有効期限切れの証明書は、有効な証明書を条件とする特定の活動を実施する権限を持たないため、法的違反につながる可能性がある。これは、更新の遅れによる罰金や違約金などの追加コストにつながる可能性がある。

- 操業中断のリスク：有効な証明書を持たない法人は、事業の継続や特定の市場へのアクセスが制限される可能性がある。

必要な証明書が更新されないことは、法令遵守や事業継続の面で法人に深刻なリスクをもたらす。証明書を追跡し、更新するための堅牢なシステムを導入すること。法人は、不必要な罰則や混乱を避けるために、証明書の更新を優先し、必要な書類をすべて良好な状態に保つようにすべきである。

2017 年 4 月 20 日付の物品販売記録計の管理および使用に関する規定第 1179/MOF 号の第 8 条 b) 項によると、本許可の期間は 1 年間（1～12 月までの暦年）である。会計年度が暦年と異なる企業については、当局が規制上、暦年を適用していることが実務上確認されている。さらに、継続的な有効性と適用される規制への準拠を確保するため、企業は毎年更新することが義務付けられている。更新は翌年の 3 月 31 日までに完了しなければならない。許可証には有効期限が明記されているため、許可証の有効期限に中断が生じないよう、適時に更新手続きを開始することは企業の責任である。

さらに、ビエンチャン首都税務局は、売上記録装置および VAT インボイス印刷プログラムの使用許可の更新に関して、2024 年 1 月 8 日付の通達第 0012/TO.VTE 号を発出した。この通知では、証明書は 2024 年 3 月 31 日までに更新しなければならないと規定されている。そうでない場合、期限切れの証明書に基づいて印刷された VAT インボイスは違法とみなされ、従って、収入および経費の証明、月次 VAT 申告時のための控除対象 VAT および CIT 損金算入のための控除対象経費の請求を含む事業目的には無効となる。この問題が確認された場合、当局は適用される法令に基づき罰金を科す。

2. 請求書印刷プログラム使用許可申請に必要な書類のチェックリスト

関連規則に従い、法人は請求書印刷用プログラムの使用許可を得なければならない。法律の遵守を確実にするためには、包括的な書類一式を税務当局に提出し、審査と承認を受けなければならない。本報告書では、許可取得に必要な書類と追加準備の概要を説明する。

（1） 申請に必要な書類

2017 年 4 月 20 日付物品およびサービスの POS システムの使用および管理に関する規定 No.1179/MOF に基づき、請求書印刷用プログラムの使用許可を申請する場合、以下の書類を提出しなければならない。

- 依頼状：会社の代表取締役が署名した正式な許可申請書
- 請求書印刷プログラムのガイドライン：請求書印刷プログラムの機能および操作の概要を説明する詳細なガイドライン

- プログラムレポート：使用されているソフトウェアのブランドや種類など、プログラムに関する主な詳細を含むレポート。
- プログラム設置図：プログラムのインストール・プロセスと税務システムとの統合を示す図。
- 記録プロセス図：税務報告用にすべての関連データが正しく取り込まれることを保証する、プログラム内の取引の記録プロセスにかかわるステップの概要を示す図。
- インボイスと売上報告書のサンプル：形式と税法への準拠を証明する会社がクライアントに発行した最新の請求書と売上報告書。

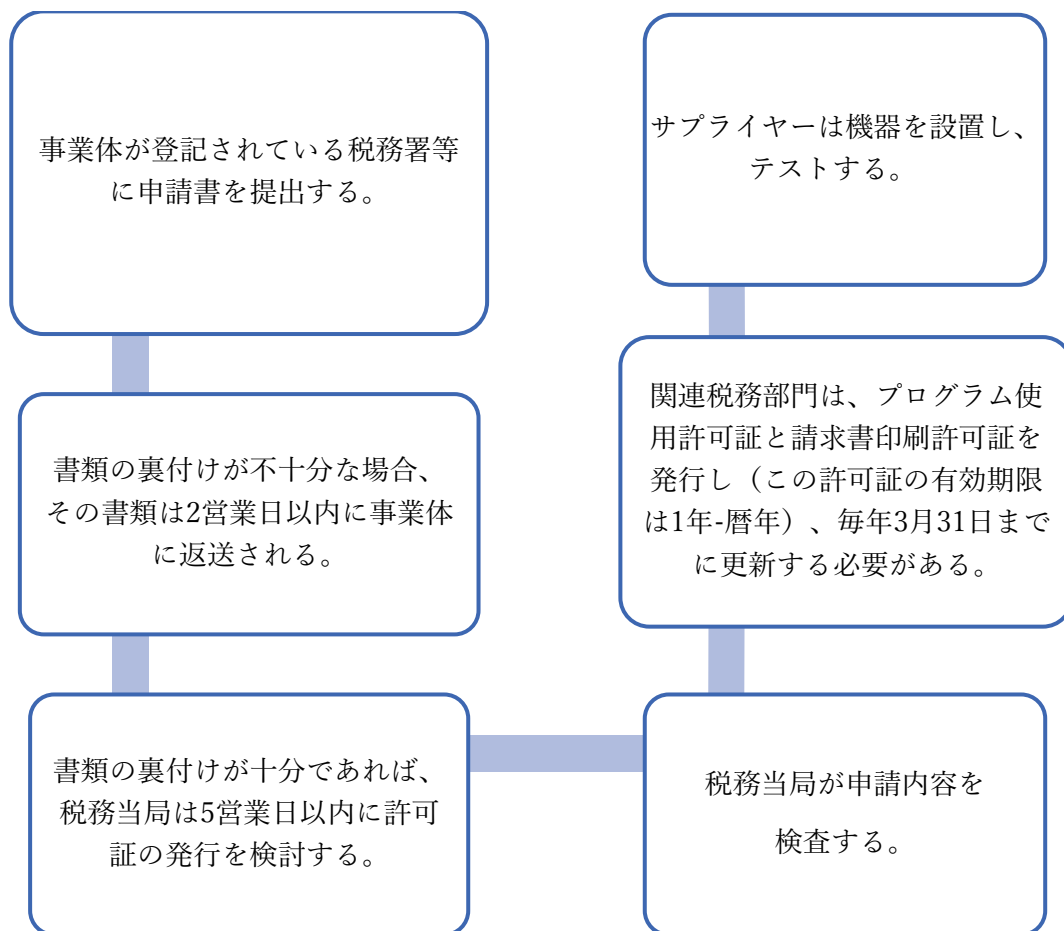
（２）追加書類

上記の書類のほかに、会社は以下の追加書類を準備する必要がある。

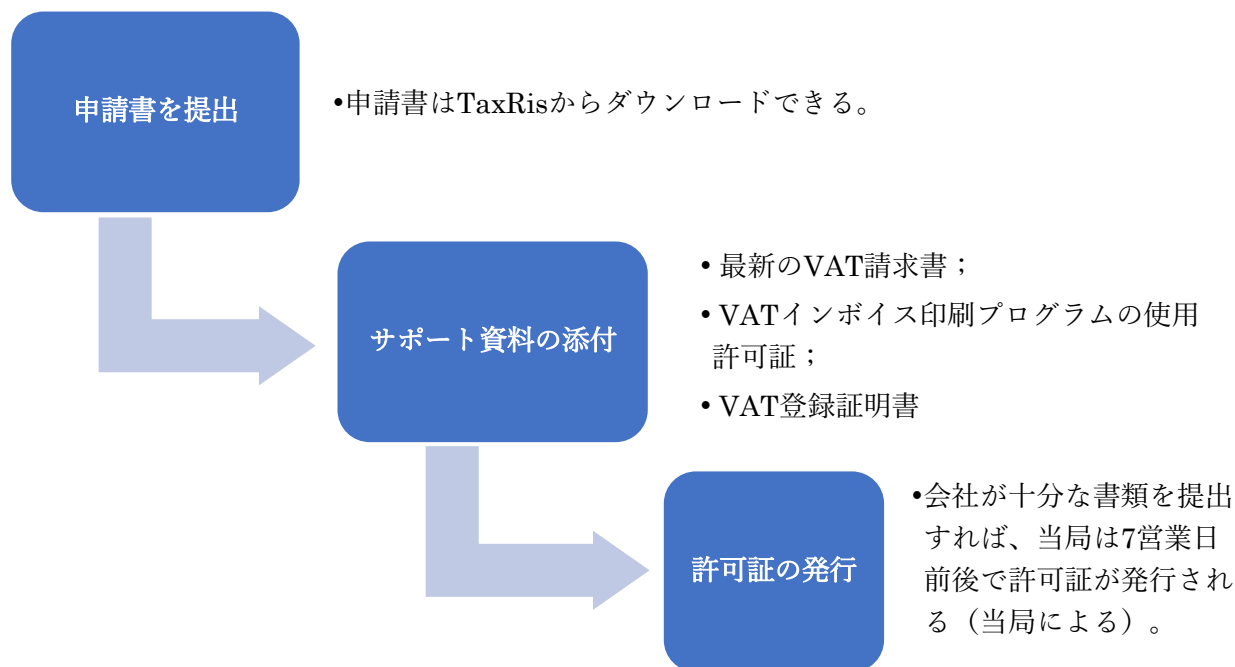
- VAT 登録証明書：会社が VAT 登録されていることを証明する VAT 登録証明書のコピー。
- ユーザーとデベロッパー間の契約：企業（ユーザー）とプログラム開発者との間で交わされた、ソフトウェアの使用と保守に関する条件と責任を概説した契約書の写し。
- 会計証明書（該当する場合）：請求書プログラムが会社の会計プログラムとリンクしている場合は、正確な財務報告のために、両プログラムの統合を確認するための会計証明書を提出しなければならない。

注：本報告書の本章は、VAT 制度に登録された企業のみに適用される。特に、VAT 登録手続きに正式に登録され、対応する規制要件の対象となる企業に関連する。

3. 提出プロセス



4. 許可の更新手続き



5. 罰則

2017年4月20日付物品およびサービスのPOSシステムの使用および管理に関する規定第1179号/MOF第18条b)に基づき、POSシステムのサプライヤーおよび使用者に対する罰則について、本協定に定める条件に違反した場合、以下の措置を実施する。

（1）未承認のセールスレコーダーの設置または供給：

税務局の事前承認なしにPOSシステムを設置または提供した場合、1台につき1,000万キープの罰金が課される。さらに、関連当局は、サプライヤーに対し、規則に従って必要な承認を得るよう求めるメモまたは通知を発行する。

（2）許可を得ずにセールスレコーダーを使用すること：

- 最初の違反：督促状が発行され、関連当局が規則に従って承認申請を要求する覚書または通知を発行する。
- 2回目の違反：1,000万キープの罰金が課される。
- 許可証の更新を怠った場合：100万キープの罰金が科せられる。当局が必要と判断した場合、罰金はサービス料の100%まで増額されることがある。

（３）利用規定違反：

売上品目の記録漏れ、売上記録の不備・不正確、記録の遅延、請求書の発行漏れ、請求書の発行遅延、収入日報・月報の未作成、納税印紙の破り捨て、無許可の敷地移転、免許証の不正使用許可、接続の切断、税務情報管理システムへの接続妨害などの違反があった場合、以下の措置が適用される。

- 最初の違反：研修と罰金 100 万キープ
- 2 回目の違反：罰金 500 万キープ
- 3 回目以降の違反：罰金 1,000 万キープおよび公表

（４）情報提供または協力の不履行：

商品・サービスの販売に関する情報を税務当局の要求に応じて提供することが遅れた場合、パスワードを提供しなかった場合、デバイスまたはマスターデータベースに保存された情報へのアクセスを容易にしなかった場合、書面による通知を受けた後に税務署の基準に適合していることの証明書を要求しなかった場合、第 1～第 3 項までの罰金を支払わなかった場合、税務情報管理システムへの接続を容易にしなかった場合、またはその他の非協力的な行為があった場合、以下の手順に従う。

- 書面にて注意喚起を行う。
- 違反が文書化され、警告通知が発行され、営業停止、営業許可の一時取り消し、その他の法的措置など、より厳しい措置が課される可能性がある。
- 営業許可証、企業登録証明書、コンセッション・ライセンスのキャンセルおよび剥奪措置が取られる。

（５）請求書または納税申告書に関する違反に対する罰則：

各種税金に関するインボイスや申告書の使用に関する違反や違反行為は、インボイスに関する法令、付加価値税法、租税法およびその他の関連法令に記載されている罰則の対象となる。

（６）要件を満たさない POS システム：

本法令第 4 条に定める基準を満たさない POS システムは、製造、輸入、市場での流通が厳しく禁止される。検査中に発見されたそのような装置は、国によって没収される。

第 16 章 輸出入事業者の VAT 登録証明申請

1. 輸出入通関における VAT 登録証明書の欠如に関する懸念

輸出入企業の中には、通関手続きの際に有効な VAT 登録証明書がないために困難に直面しているところがある。VAT 登録証明書は、国境を越えた貿易に従事する企業にとって重要な要件であり、税制の遵守を保証し、商品の通関を円滑にするものであるため、この懸念は重大である。

(1) 通関プロセスへの影響

VAT 登録証明書がないと、通関手続きに遅れが生じることがある。税関当局は、商品の輸出入を許可する前に VAT 登録の証明を求めることが多い。この文書がないと、出荷が滞り、サプライチェーンが混乱し、企業が経済的損失を被る可能性がある。

(2) 税法の不遵守

VAT 登録証明書を有しないまま事業を営むことは税法違反となる。その結果、罰則が課され、追加費用が発生する可能性がある。

2. VAT 登録証明書申請書類のチェックリスト

ラオスの規則に従い、VAT 登録が必要な企業は、申請書と添付書類を税務当局に提出しなければならない。VAT 登録証明書の申請に必要な書類のチェックリストは以下のとおりである。

(1) 代表取締役の署名入り依頼書

VAT 登録申請書には、正式な申請書を添付する必要がある。正式な申請書には、会社の正式な取締役または代表者の署名が必要である。手紙には申請目的を明記し、事業の基本的な詳細（名称、事業の種類、その他関連情報など）を記載する。

(2) 企業登録証明書 (ERC)

ERC のコピーは、事業が関係当局に合法的に登録されていることを確認するために必要である。この書類は、事業がラオスにおいて正式に法人として認められていることを確認するものである。

(3) 納税証明書 (TPC)

TPC は、事業者が税法上の納税義務を遵守していることを証明するものである。これは、事業者が法律で定められたとおり、関連する税金をすべて納付しており、税務当局との関係が良好であることを確認するものである。

（４）最新の税務申告

会社の過去の税務活動を証明するために、最新の税務申告書のコピーを提出しなければならない。これには、VAT 申告書、所得税申告書、その他会社が税務規則を遵守していることを示す関連書類が含まれる。税務当局は、事業者が適切な税務記録を保持していることを確認するため、事業者の税務申告の履歴を確認する。

（５）会計コンプライアンス証明書（ACC）

ラオスの会計基準に従って会計を行っていることを証明する書類。ACC は通常、会社が登録した会計部門/会計事務所が発行する。これは、事業が法律に従って適切な財務記録を維持していることを証明するものである。

（６）請求書印刷用プログラムの使用許可

請求書の印刷にソフトウェア・プログラムを使用する場合は、そのソフトウェア・プログラムの承認を確認する関係当局からの許可文書または証明書が必要です。これにより、請求書発行プログラムが、税務署が定める VAT および税務報告規則に準拠していることが保証される。

（７）委任状（該当する場合）

（事業主や取締役ではなく）委任された代理人が申請書を提出する場合は、委任状を提出する必要がある。この文書は、VAT 登録およびその他の公的手続きに関連する事項に関して、会社を代表して行動する法的権限を代表者に付与するものである。

3. 申請書の作成

会社は、この証明書の以下に概説する登録手続きを開始するために、取締役が署名した独自の申請書を作成しなければならない。

（１）申請書の目的

依頼書の主な目的は、会社が VAT 登録を申請する意向であることを税務当局に伝え、VAT 登録証明書の発行を正式に依頼することである。この書簡には、会社およびその事業に関する重要な詳細を記載し、VAT 登録の適格性および必要性を確認する必要がある。

（２）申請書の主要要素

依頼状には、以下の主要な要素を含めるべきである。

- 会社情報：冒頭には、会社の正式名称、事業登録番号、連絡先を記載する。これにより、税務当局が記録から会社を容易に特定できるようになる。

- 要望：VAT 証明書の登録を希望する会社の要望を明記する。例えば：弊社 [会社名] は、VAT 登録の承認および対応する VAT 登録証明書の受領をここに要求します。
- 取締役の署名：会社の正式な取締役または法定代理人の署名が必要となる。取締役の署名は、要請の信憑性を証明し、会社が税務規則を遵守することを表明するものである。

4. 申請書提出のプロセス

1. 税務署に申請書と添付書類を提出する。
2. 税務署と 2 週間ごとにフォローアップする（ことを推奨）。
3. VAT 登録証明書を取得する。

第 17 章 ラオス国内での税金、政府公務員手数料およびサービス料金に対する外貨による支払いに関する規制

ラオス国内の様々な金融債務に関連する合法的な支払に関する一貫した規制の導入を促進するため、ラオス国財務省は外貨による支払の規制に関する正式発表を行った。この通達は、税金、政府サービス料、およびその他適用されるサービス料を含むすべての支払いが、現行の法的枠組みおよび契約上の合意を遵守した方法で処理されなければならないことが規定されている。

財務省は、2024 年 8 月 14 日付通達第 2137 号/MOF を公布し、ラオス国内での外貨による税金、政府公務員手数料、サービス料金の支払いに関する詳細なガイドラインおよび指示を提示した。この通達は、統一性および透明性を維持し、関連法規を遵守することが目的とされており、外貨による支払いの受理、処理、およびその報告のための手続き、条件、および規定を説明している。

この規制措置は、国内企業、外国企業であれ、すべての取引が国の金融システムの完全性を守り、契約上の義務を守り、さらに金融債務の決済のための合理的なプロセスを促進する方法で行われることを保証するためのものである。すべての関係者は、通達の規定を注意深く確認し、それに従って実務を調整し、新たに制定されたガイドラインを遵守すべきである。

1. 銀行システムを通じた税金、手数料、違約金の支払い

2019 年 6 月 17 日付租税管理法第 66/NA 号および 2021 年 7 月 13 日付大臣府告示第 799 号/MOF に従い、個人、法人、および団体は、税金、資産、サービス料、手数料、罰金に関する支払いを銀行システムまたは国庫を通じて決済しなければならない。これらの支払いは、現金、小切手、銀行振込、その他承認されたプラットフォームなど、関連する契約または合意に規定されている条件に応じて、さまざまな方法で行われることが可能である。

(1) 支払いの法的根拠

租税管理法第 66/NA 号第 31 条は、税金および関連する金融債務の適切な支払経路を規定している。この規定では、すべての支払いは銀行等の正式な金融機関または国庫を通じて処理されることが義務付けられている。これにより、財政の正確な報告と管理に不可欠な金融取引の透明性と適切な文書化が保証される。

法的枠組みに加え、2021 年 7 月 13 日に公布された大臣府告示 799/MOF 号に基づく、この指令を遵守することの重要性をさらに強調し、許容される支払方法について詳細

なガイダンスを提示している。この通達は、金融取引の手続きを標準化し、納税義務がタイムリーかつ安全に果たされるようにすることを目的としている。

（２）支払方法と手続き

税金、サービス料、違約金の支払いは、以下のいずれかの方法で行う。

- 現金での支払い：銀行システムまたは国庫内で指定された場所で現金で行われる支払い
- 小切手：関係当局に発行された小切手による支払い
- 銀行振込：認定銀行を通じた直接送金
- その他のプラットフォーム：関係当局が承認したその他の金融プラットフォームを通じて行われた支払い

これらの支払い方法により、すべての税金関連取引が適切に記録・追跡され、財政の透明性と説明責任が促進される。

（３）税務申告に必要な通貨

税金、手数料、罰金を含む外貨での支払いはすべて、国庫と整合させる、および正確な税務申告のために、ラオス・キープ：LAK、以下「キープ」）通貨で記録されなければならない。これにより一貫性が確保され、財務報告における不一致が回避される。外貨をキープに交換する際の為替レートは、各支払時期に銀行が発表する公式レートによって算定される。

キープを使用しなければならないという要件は、納税プロセスを政府の財務システムと整合させ、すべての税務申告とおよび歳入報告において統一性を維持するためのものである。

2. 国有地のリース料とコンセッション料の支払い

2009年11月18日付国家主席令第02/PD号に従い、国有地のリース料およびコンセッション料の料率は、外貨または現地通貨キープのいずれかで支払うことができると規定されている。このように支払方法に柔軟性を持たせることで、海外および国内の事業者に対応し、事業基盤に関係なく、すべての事業体が必要な支払手続きを順守できるようにしている。

（１）法的フレームワーク

国家主席令第 02/PD 号、特に第 15 条は、国有地のリース料およびコンセッション料の適用率を規定し、これらの取引に許容される通貨について規定している。この規定によって、外国人投資家および地元投資家も、事業運営、開発プロジェクト、その他の許可された用途のいずれであっても、国有地の使用に関する金銭的義務を果たすことができる。

（２）支払方法と通貨オプション

- **外貨**：国際的に事業を展開する事業体および、外国人投資家は、リース料やコンセッション料の支払いを外国通貨で行うことを選択することができる。これにより、外貨建てで収益を計上する、もしくは国境を越えた貿易を行う企業にとっては、より柔軟な対応が可能となる。
- **現地通貨（LAK）**：現地通貨での決済を希望する企業に対しては、キープでの支払いも可能である。このオプションは、国の金融政策との整合性を確保し、国内の事業運営を促進するためのものである。

（３）影響およびメリット

外貨もしくはキープ、いずれの通貨でもリース料やコンセッション料を支払うことができるため、現地法人と海外法人の双方にとって金融取引が合理化され、より利用しやすく効率的なシステムが促進されることになる。二重通貨オプションは、ラオスの経済・財政規制との整合性を保ちつつ、ラオスで活動する企業の多様な財務慣行に対応するものである。

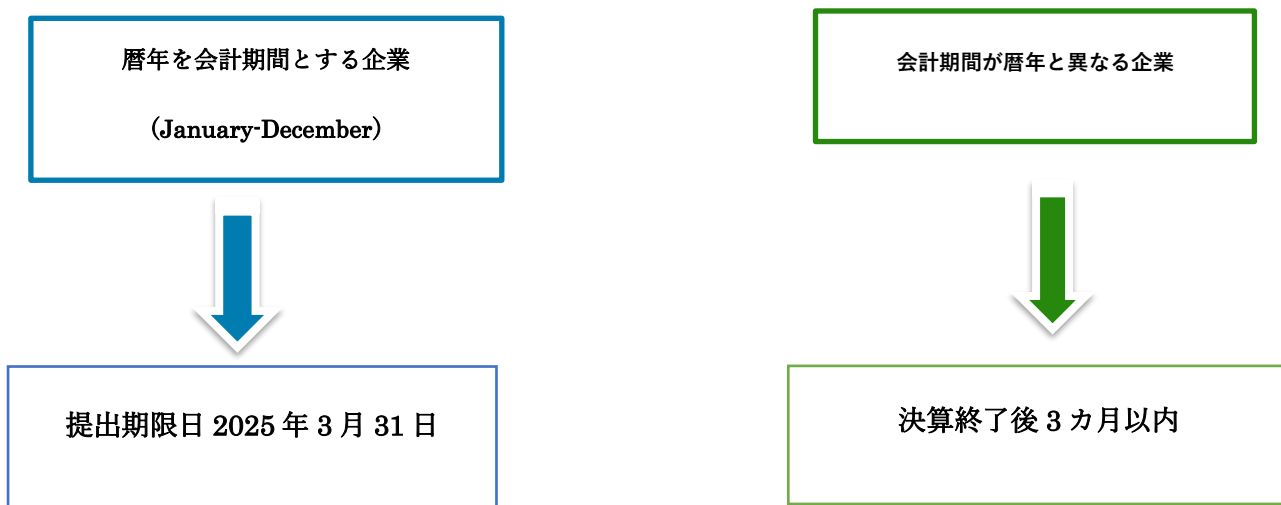
（４）結論

国家主席令第 02/PD 号の規定に基づき、国有地のリース料およびコンセッション料の支払いは、支払いを行う企業の希望に応じて、外貨またはキープのいずれかで行うことができる。この柔軟なアプローチは、ラオス国内企業であろうと外国企業であろうと、公有地の使用に関して政府が規定した支払条件を容易に遵守できるようにすることに役立つ。両方の支払方法に対応することで、ラオスは国内外からの投資に対してビジネス・フレンドリーな環境を促進することができる。

第 18 章 2024 年 12 月期決算報告書の提出に関する主な最新情報

1. 2024 年度の財務諸表提出期限日

2024 年 12 月 11 日付ビエンチャン首都財務局通達 No.287/MOF.VTE は、ビエンチャン首都(VTE)に登録されているすべての企業に対して、2024 年会計年度の年次財務諸表(FS)および関連報告書を Accservice.la システムを通じて電子的に提出しなければならない。2024 年度 (FY24) の FS の提出は、2025 年 3 月 31 日までに完了しなければならないとされた。上記通達に規定された期限日までに FS を提出しなかった企業は、適用される規則に定められた罰則の対象となる。従って、すべての企業にとって、罰則や混乱を避けるために、財務諸表をタイムリーかつ正確に提出することが極めて重要である。



2. 罰則

2025 年 4 月 1 日から
2025 年 9 月 30 日まで

- 最低 1,000,000 キープ

2025 年 10 月 1 日以降

- マイクロ企業 : 1,000,000 キープ
- 小企業 (NonPIE) : 3,000,000 キープ
- 中企業 (NonPIE) : 5,000,000 キープ
- 大企業 (NonPIE) : 10,000,000 キープ
- 公開企業(PIE) : 20,000,000 キープ

第 19 章 会計法の改定

2024 年初頭、ラオス国会は 2023 年 11 月 20 日付の改正会計法第 46/NA 号を正式に発表し 2024 年 3 月 31 日から施行された。今回の改正には、特定の条項のさらなる明確化と、法律の有効性と適用性を高めるために必要とみなされる新たな条文の追加が含まれる。

1. 財務諸表で表示される数字の新しいフォーマット

2023 年 11 月 20 日付改正会計法第 46/NA 号第 7 条に基づき、財務諸表に表示される金額はアラビア数字（0、1、2、3、...、9）で表示されなければならないと規定された。さらに、千、百万、億、兆などの単位を表す場合は、区切文字としてカンマ（,）を使用しなければならないと規定された¹⁹。さらに、小数点は、整数と小数を区別するためのドット（.）等のフォーマットに関するガイドラインは、財務データの表示を標準化し、会計慣行の明確性と一貫性を確保することが目的とされている。

しかし、最近の改正会計法に関しては、財務諸表のフォーマットを変更することが要求されている。具体的には、2024 会計年度（2024 年度）の財務諸表を提出する前に、会計プログラムのサプライヤーを新しい書式基準に合わせて調整する必要がある。これらの変更は、財務データの表示を標準化し、報告慣行の一貫性を確保することが目的とされている。

すべての企業は、改正された規則に従って会計システムを更新し、完全なコンプライアンスを確保し、新しいガイドラインで規定された正しい書式で財務諸表を提出することが不可欠である。

2. 会計責任者および会計スタッフに関する条件

改正会計法第 58 条および第 60 条に基づき、会計責任者の条件およびスタッフの条件については、ほとんどが旧法と同じであるが、下記の追加事項が付け足されている。

¹⁹ 旧法では、2013 年 12 月 26 日付会計法第 47/NA 号に基づき、財務諸表の金額を千、百万、億、兆などの単位で表し、整数と単位の区切りにはドット（.）を使用する表示形式が規定された。さらに、小数点はコンマ（,）で表され、整数と小数部分を区別された。

経理部長およびスタッフに対する新たな要件として、会計プログラムの使用方法に関する基礎知識を有していることが規定された。この変更は、会計実務の進化を反映したものであり、手作業による記録が標準であった過去とは異なり、現在ではほぼすべての法人が、日々の取引を記録するために会計プログラムに依存しているからである。このシフトは、現代会計における技術的熟達の重要性が高まっていることを強調し、経理責任者が組織内で会計ソフトの使用を効果的に管理・監督するための十分な能力を備えていなければならないことが強調される。

第 20 章 その他

1. ラオス中央銀行(BOL)の融資許可

一部の企業が、税務当局の税務調査を受けたときに、海外からの融資がラオス中央銀行に事前に登録されていないため、借入金利息は損金不算入になると指摘された経緯がある。さらに、企業は 10 年以上遡及してこれらに追徴課税を課された。

(1) 関連法令

2021 年 2 月 10 日付所得税法施行指針 No.0819/MOF の第 83 条に基づき、ラオス国内で登記された個人または法人が、海外からの非居住者（海外に所在している関連会社からの融資を含む）から融資を受ける場合、ラオス中央銀行に融資許可証を申請し、所得税法第 5 条第 46 号および第 2 条第 49 号に従って、利息の支払いについては、その融資利息を所得税計算上損金算入することができると規定されている。しかしながらラオス中央銀行からの融資許可書と資本輸入証明書がない場合、この融資は不正確で違法な融資とみなされ、融資利息についても違法なものとみなされる。従って、これらの利息は、法人所得税計算上、損金不算入とみなされる。

(2) BOL への融資許可申請手続き

2019 年 5 月 30 日付ラオス国に対する現金の輸出入および外国人からの貸付、融資および商業信用の手続に関する決定第 453 号/BOL 第 8 条に基づき、海外からの融資を希望する個人、法人、団体は、融資による資金をラオスに輸入する前に、ラオス中央銀行に融資許可書申請書を提出し、融資許可証を取得しなければならないと規定されている。

ラオス国内に所在する企業が、事前にラオス中央銀行に海外からの融資許可申請を行っていなかった場合、税務当局はそれを違法な融資とみなす。この融資に基づく資本は融資許可書取得以前にラオスに輸入されたもので、この融資およびその利息はすでに融資許可が取得される前に輸入実行済みであるとみなされるためである。そのため、このような融資は決定書第 13 条の禁止条項を遵守していないため、違法な融資とみなされる。

融資許可証の申請を怠った場合、LAK10,000,000～LAK20,000,000（約 USD455～USD910）の罰金が科せられる。

現地法人が現在ラオス中央銀行で融資許可を取得できた場合であっても、税務当局は、決定 No.425/BOL に基づき、この融資は、ラオスに対する融資前に融資許可を取得していないため、違法な融資であると判断する可能性がある。